

議 事 日 程 第 4 号

平成25年9月9日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

（産業建設常任委員長報告）

日程第2 議第 83号 米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について

日程第3 発議第12号 「議第83号 米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について」に関する附帯決議

日程第4 議第 84号 米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結について

日程第5 議第 85号 米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負契約の締結について

日程第6 議第 86号 米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員

17番	洪 間 佳 寿 美	議員	18番	相 田 光 照	議員
19番	中 村 圭 介	議員	20番	小 島 卓 二	議員
21番	佐 藤 兵	議員	22番	高 橋 義 和	議員
23番	小 久 保 広 信	議員	24番	我 妻 徳 雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 会 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄

主 查 堤 治 主 任 我 妻 政 仁

~~~~~

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

.....

## 日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、本市の今後の行政対応について、21番佐藤 晃議員。

〔21番佐藤 晃議員登壇〕（拍手）

○21番（佐藤 晃議員） おはようございます。

佐藤晃という者でございます。よろしく願いいたします。

9月9日、平成25年9月定例会での一般質問をいたします。

本日はお忙しい中、後援会を中心にいたしまして多くの皆様に傍聴していただき、心より感謝を申し上げる次第であります。どうもおもしろい。

では、質問に入らせていただきます。

米沢市まちづくり総合計画第4期実施計画、年度にいたしますと24年度から26年度でございますけれども、このまちづくり総合計画によって米沢市の行政は、これを規範といたしまして、行政を進めてきているところでございます。第4期実施計画につきましては、おおむね行政当局の努力により、計画年限の中途ではございますけれども、ほとんどが達成されたというふうに私は考えておるところでございます。今後、第5期のまちづくり総合計画実施計画、これを行政側は作成しなければならない。この計画策定につきましては、今年度から来年度に向けて、

各部署でいろいろ議論し、来年の今ごろには、市民の皆様そして議会に提案するというふうな方向になると思います。第5期の実施計画につきましては、多くの市民の方々の要望を取り入れ、本市として目標にしております「豊かさとやすらぎ 共に創りあげる ときめきの米沢」、この目標を達成するための次期まちづくり総合計画の実施計画にしなければなりません。

そこで、このたびの一般質問は、次期まちづくり総合計画第5期実施計画に反映できるよう、一般行政の一部そして水道行政について質問をさせていただきます。

（1）の一般行政についてでございますけれども、①といたしまして、公共施設の建設計画でございます。いろいろ議論がありましたけれども、新文化複合施設を建設すれば、本市としては今後、塩井地区への市営住宅の4号棟の建設、東北中央自動車道、4年後に完成するわけでございますけれども、そこに建設予定の道の駅、これなどを今後建設すべきというふうに考えております。しかし、既存の建物で老朽化したコミュニティセンター、あるいは市民文化会館の建てかえなど、いろいろ検討しなければならない事項もあると思います。それで、当局にお聞きしますけれども、これらの施設について、どう今後考えておられるか、お聞きをいたします。

今回の質問には市立病院の改築、あるいは中学校統廃合に伴います学校建設については除くという考えでおります。

次に、②のスポーツ施設の整備状況についてお聞きをいたします。

2020年の東京オリンピック開催が昨日決まりました。本当におめでたいことと思います。開催に当たって多くの関係者が努力したわけでございますけれども、素晴らしい結果だというふうに感謝申し上げる次第であります。私もこれから、7年後ではございますけれども、いろいろ協力をしていかなければならないと思うわけで

ございます。

そこで、本市のスポーツ施設の整備状況についてお聞きをいたします。新しく整備しなければならないスポーツ施設としては、ソフトボール場、パークゴルフ場、硬式テニスコートの建設が市民の方々の要望、そして競技団体からの要望だというふうに私は理解をしております。既存の施設でも、先日の同僚議員からの質問にありましたけれども、皆川球場のストライク・ボールの表示板の変更、あるいは選手名のデジタル化。皆川球場では選手名を表示するに当たっては、紙に選手名を書きまして、ベニヤ板に張って、そして表示をするというふうな古典的な方法で表示をしております。先日、7,000万円ということですが、私は8,000万円ぐらいかかるのではないかと聞いているんですけれども、ぜひこれも改築していただかないと大変米沢市にとって不名誉なことだと考えております。また、ソフトテニスコートの6面化、それから、通告はしておりませんでしたけれども、御成山スキー場のジャンプ台、これは全国中学校スキー大会のときに建設したものでございまして、10年前ほどに、30メートル級です。中学生以下しか使えない。一般、高校、社会人、使えないというスキー場でございますので、これらについても改良すべきと考えております。当局はどのように考えているのかお聞きしたいと思っているところでございます。

次に、③の姉妹都市等についてでございます。

本市と姉妹都市等の提携を行っている都市は現在、姉妹都市が沖縄市、宮崎県の高鍋町、新潟県の上越市、愛知県の東海市、ブラジルのタウバテ市、アメリカのモーゼスレイク市の6都市となっております。歴史親善友好都市として提携しているのが新潟県の南魚沼市であります。1都市となっております。合計7都市が米沢市といろいろ友好関係を結んでいるという状況であります。これらの姉妹都市との交流は現在どの

ようになっているのかお聞きしたいと思います。

次に、各会派代表者会において安部市長より提案されております愛知県西尾市との友好都市の提携、調印であります。議会としてはおおむね了解をしているところでございますけれども、差し支えなければ、今後の調印に至るまでのスケジュールと、また時期尚早という意見もありますので、西尾市と提携をした場合、友好関係についてどう構築するのかをお聞きいたします。

続いて、水道行政についてお聞きいたします。

水道行政については、第3期米沢市水道事業中期経営計画により、本市としては水道事業を進めておるところでございます。

①舘山浄水場について。米沢市民の方々が毎日飲んでいる飲料水につきましては、85%が山形県企業局置賜広域水道事業所で飲料水としてつくった水を米沢市が購入して、米沢市民に供給しております。15%が米沢市独自水源から水道水を浄水しているというのが現状です。

7月の豪雨災害によって、米沢市は被害がなかったわけですが、村山広域水道に全て依存しておりました山形市、天童市、上山市、寒河江市等では、豪雨により水道水の水源が濁りまして、その浄化が追いつかないということで、1週間以上断水をしたわけですが、米沢市からも給水車が出勤しております。その1週間の間に、天童や上山市では、もちろん医療機関もそうでしたけれども、旅館が営業できないという状況に陥ったわけですが、山形市は水源がありましたので少しは断水期間が短かったと聞いておるところです。

この議会で多くの同僚議員からいろいろ災害問題について提案され、議論してきたところであります。そこで、お聞きしますが、舘山浄水場をぜひ米沢市独自の水源として残すべきじゃないかというふうに思うところであります。しかし、あそこの浄水場はかなり古い施設でございますので、老朽化や耐震化が心配でありま

す。私は、館山浄水場を残すべきだという考えのもと、米沢市としてはどうお考えになっているかお聞きしたいと思います。

次に、②の老朽管の交換状況でございます。老朽管という定義はどういうものか私も余りわかりませんが、本市にはかなり老朽管が存在していると考えられますし、本市といたしましても、この老朽管交換のため、いろいろ努力をしているように感じておるところです。そこで、お聞きしますけれども、本市の水道導水管の中に老朽管が何キロぐらいあり、改善した部分は何%ぐらいになっているか、そして今後のその老朽管をどう改善していくかについてお聞きするところであります。

最後になりますけれども、③の水道未普及地区の解消でございます。本市の水道普及率は平成23年3月31日現在で、山形県の調査によりますと、普及率は93.7%であります。山形県の13市の中で、新庄市92.4%、そこに次いでワースト2でございます。いいほうじゃありませんよ、悪いんですよ。下から2番目という状況でございます。山形県の市町村平均普及率の97.9%にも及んでおらないというのが実情でございます。

水道未普及地区として小野川の一部、南原の李山地区、ここの改良について市民の方々から多くの要望がある、そして市議会議員からも大分要請があるわけでございますけれども、全然解消になっておらないというのが現状であります。どうこの未普及地区の解消を図るのかお聞きをいたしまして、壇上での質問を終わります。よろしく願います。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤晃議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、公共施設の建設計画についての概括を、そして姉妹都市等についての2点についてお答えをいたします。その他につきましては部

長よりお答えをいたします。

本市における公共施設の整備につきましては、平成18年度から27年度までのまちづくり総合計画において基本的な方針を掲げ、2年ごとに作成する実施計画の中で具体的な施設の整備事業を選定し、順次進めてまいりました。特に、まちづくり総合計画の後期5年間、平成23年度から平成27年度までですが、この期間を対象とした後期基本計画の中では後期重点プロジェクトを設定し、その一つとしてコンパクトなまちづくりプロジェクトを上げております。このプロジェクトの取り組みの一つとして、一昨年度は中部コミュニティセンターを整備し、昨年度は人工芝サッカー場を完成させ、今年度は新文化複合施設の建設に取り組んでおります。

このように、課題となっておりました公共施設の整備については現在の総合計画期間内にほぼ計画どおりに達成できるものと認識しておりますが、今後新たに整備する予定の施設としては、まず第1に、これまで御報告しておりますとおり、東北中央自動車道の平成29年度開通に合わせた道の駅があります。現在、道の駅基本構想検討委員会を設置し、各方面の方々からさまざまな御意見をいただきながら整備に向けた検討を進めているところです。第2には、市立病院の建て替え事業があります。現在は基本構想の策定作業を行っており、今後事業推進を目指してまいります。

これらの具体的な予定のほかには、築後、相当年数経過をしている公共施設が相当あることから、今後計画的にその耐震化を含め、これらの施設をどうしていくかということが課題になってまいります。

以上のような概要ですが、今後の本市の全体的な施設整備の見通しについては、平成26年度までに策定をする公共施設の耐震化計画を踏まえ、28年度から10年間の計画期間である次期総合計画の中で事業化が図られるよう、計画策定作業

の中で検討してまいりたいと考えております。

続いて、姉妹都市についてお答えをいたします。

初めに、7つの姉妹都市と今どのように交流しているかということですが、まず国内にある5つの姉妹都市について状況を御説明します。

交流の1つ目に民間団体の交流があります。高鍋町とのライオンズクラブ同士、信用金庫同士、商工会議所青年部同士の姉妹都市提携、そして相互交流があります。上越市とのライオンズクラブ同士の姉妹都市関係、青年会議所同士の友好関係の提携と交流があります。南魚沼市については、米沢直江会、上田史談会同士の交流があります。これには毎年鉄砲隊も出ております。沖縄市との関係では、上郷エイサークラブ、これは大人と子供と両方入っておりますが、上郷エイサークラブと園田青年会のエイサー交流があります。具体的には、園田青年会がおいでになって指導しているという内容であります。東海市については、米沢市・東海市交流促進の会と東海市の平洲会、東海市民謡保存会の交流、そして青年会議所、商工会議所青年部、ライオンズクラブ同士の姉妹関係の提携と交流があります。

2つ目には子供たちの交流があります。高鍋町とは各小学校の代表の子供たちが互いに訪問し合って、さまざまな見学や学習を通して、風土の違い、文化の違いを学び合い、交流をしています。ここの中にはホームステイも含まれております。また、同じく沖縄市とも、見学、学習、ホームステイなどを互いに行っております。そして、3年に1度、沖縄市主催の戦跡めぐりにも米沢市内の各中学校の代表生徒8名が参加して、平和学習を行っています。東海市からは、全ての中学生が米沢市を訪問し、米沢からも各中学校の代表生徒が訪問をしております。また、雪灯籠まつりに合わせて、米沢の西部地区、雪ん子少年団と東海市小学生の交流も行われてお

ります。

続いて、海外の姉妹都市との交流ですが、タウバテ市については、残念ながら、相互交流というのは近年行われていないのが現状です。本市で行われているタウバテ市に関する交流活動は、姉妹都市締結日である1月28日をタウバテ会開催の日と位置づけて、タウバテを訪問したことのあるOBを中心に毎年交流会を行っています。

続いて、モーゼスレイクですが、米沢・モーゼスレイク友好親善協会が設立されており、ミス・モーゼスレイクを上杉まつりに合わせて招聘し、親善訪問をしておりますが、東日本大震災後は相互訪問が途絶えているところです。しかしながら、高校生を対象にした短期交換留学生事業が米沢新聞社主催で毎年行われております。夏休みの期間を利用し、1週間程度のホームステイ形式で実施され、異文化理解を図っております。

このように行っている各都市との姉妹都市交流ではありますが、西尾市とはどのような交流をしていくかということについてお答えをいたします。

西尾市とは、これまで毎年8月に西尾市で行われております「ハワイアンフェスティバル in 吉良ワイキキビーチ」に米沢のフラダンス愛好会が出演をしております。このフェスティバルですが、中部日本を中心にたくさんのフラダンス愛好会の方々が次々に日ごろの練習の成果を発表する盛大な催しとなっております。

また、12月14日には、吉良家の菩提寺において「吉良義央公毎歳忌」、法要であります。行われており、近年は旧吉良町の交流団体と交流の盟約を結んでいる米沢・上杉吉良温故交流会を中心にして、米沢の市民の方々が列席をいたしております。

一方、西尾市からは、5月の上杉まつりと2月の雪灯籠まつりにお越しをいただいております。観光面では、11月の「きらまつり」に米沢の物

産をこれまで出展しておりました。ことしは10月の「にしお産業物産フェア」にも出展を予定いたしております。また、上杉博物館では10月から、いわゆる忠臣蔵の歴史的研究の展示会が予定されております。西尾市からさまざまな資料もこの展示にはお借りしているところであります。

このような状況になっておりますが、今後も前段で述べました国内各姉妹都市同様、子供たちの交流や市民レベルの交流を拡大させて、お互いの文化や自然、風土に触れながら、相互理解が深められるようにしていきたいと考えております。具体的な事業につきましてはこれから西尾市と協議を進めて、新年度から事業化できるところから取り組んでいきますが、さまざまな機会を捉えて、市民の皆様方にも西尾市、旧吉良町をさらに知っていただくためのPRに努めていきたいと考えております。

そういう中で、6月の末に西尾市の市長が米沢市においでになりました。そして、ことし12月に西尾市市制施行60周年の式典があることから、その式典で姉妹都市の提携をお願いしたいという申し入れがありました。本市としましても、合併前の旧吉良町との交流から約10年間の交流を重ねてまいりました。近年は、先ほど述べましたように、民間団体同士の交流も拡大しておりますし、また東日本大震災の折には旧吉良町から多額の義援金を米沢市に頂戴し、西尾市との災害時相互応援協定を結ぶところまでになりましたので、姉妹都市締結の機が熟したと判断し、できれば申し入れのあった12月の西尾市市制施行記念式典の場で実現したいと考えております。つきましては、当9月議会開会中に西尾市との姉妹都市提携について議案をお諮りして議決をいただきたいと考えているところであります。

なお、佐藤晃議員には、議長在任中、西尾市との交流促進に深い御理解をいただき、とりわけ

上杉邦憲氏を講師に招いての勉強会を催していただくなど御尽力をいただいたことに感謝申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

**○島軒統一議長** 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

**○原 邦雄教育長** 私から佐藤晃議員の御質問にお答えをいたします。私からは、公共施設の建設計画とスポーツ施設の整備状況についてお答えいたします。

まず最初に、今後のコミュニティセンターの建てかえについてでありますけれども、老朽化の状況、建設場所、国等の財政支援、長期的な本市の財政事情等、さまざまな条件を総合的に勘案した上でコミュニティセンターの更新整備計画について検討していきたいと考えております。ただ、市全体としての公共施設の一部として整備していくことになりますので、まちづくり総合計画に組み込みながら推進していく必要があると考えております。なお、老朽化しているコミュニティセンターにつきましては、増改築等が決まるまでの間は、営繕工事などで対応してまいりたいと考えております。

次に、米沢市民文化会館につきましては、議員御承知のとおり、現在耐震診断を行っているところであり、判定委員会からの正式な鑑定結果を受けて、必要な場合は引き続き耐震補強計画を策定し、安心・安全な施設に向けての対応を進めていきたいと考えております。また、その後ふぐあいの生じております空調設備改修工事につきましても、具体的な工事実施に向けて調整していきたいと考えております。今後とも施設の長寿命化を図って活用していく予定でありますので、現時点で改築工事の予定はないところでございます。

次に、テニスコートとソフトボール場の建設の要望につきましてお答えをいたします。

まず、テニスコートですが、本市には硬式テニス用専門の八幡原緑地テニスコート6面がござ



いますが、コンクリート製であることからコートがかたく、体への負担が大きいと、利用者からは砂入り人工芝化の御要望をいただいているところであります。また、北村公園テニスコートは、クレーコート4面であり、中学生や高校生及び一般の県大会を開催できない状況にあります。競技団体、テニス協会からは、現在主流の砂入り人工芝のテニスコート12面を新設するよう御要望を受けております。

ソフトボール場につきましても、現在本市には正式なソフトボール場がなく、市民総体では最上川河川敷の運動広場で同時に2試合の大会を行っておりますけれども、正式な面積がとれず、大会運営に御苦労されていることはお聞きしているところであります。

今後につきましては、テニスコートに関しましては既存の施設の砂入り人工芝化や、ソフトボール場につきましては陸上競技場サブグラウンドで大会開催ができるように整備するなどの案を検討しているところであります。

最後に、野球場のスコアボードのデジタル化についてでありますけれども、皆川球場のスコアボードは平成4年に設置されており、既に20年以上経過していることから老朽化が進んでいるところであります。また、ストライク、ボール、アウトカウントを表示するSBO表示も、2010年ごろから、プロ野球が行われる球場でBSO表示へ変更され始めており、地方球場でもBSO表示へ変更するところがふえておりますので、本市の皆川球場、西部野球場、八幡原緑地野球場なども変更する時期に来ているものと考えているところであります。

以上の体育施設への要望の実現につきましては、これまでも議会等でお答えしておりますが、他種目からの体育施設新設要望や既存体育施設の老朽化もありますので、本市体育施設全体の整備計画の中で優先順位を踏まえた上で、米沢市まちづくり総合計画の中で検討してまいりたい

と考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、(1)の公共施設の建設計画についてのうち塩井の市営住宅について今後4号棟の整備についてどう考えているのかについてお答え申し上げます。

本市の公共住宅の建てかえ、修繕、改修につきましては、平成14年度に策定しました米沢市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、塩井団地3号棟までの建てかえを含めて実施してまいりました。今後の建てかえも含めた既存の公営住宅の保全等につきましては、今年度末を目標に、ただいま策定作業中であります米沢市公営住宅長寿命化計画の中で検討しているところでございます。現在、入居者へのアンケート調査を実施しておりまして、その結果なども十分に参考にしながら、今後の方向性を出してまいりたいと考えております。

このようなことから、4号棟の整備につきましても、この長寿命化計画策定の中で全体的な方向性を勘案しながら検討していく必要があるものと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 細谷水道部長。

〔細谷圭一水道部長登壇〕

○細谷圭一水道部長 私からは、(2)水道行政についてお答えいたします。

初めに、①館山浄水場についてですが、本市における上水道の1日平均配水量につきましては、平成24年度の実績でございますが、2万7,811立方メートルとなっており、その約84%が山形県企業局で管理している笹野浄水場からの受水であります。残る約16%、先ほど議員のほうからもお話ありましたけれども、大まか85対15の割合になっておりますけれども、数値的には残る

16%の4,509立方メートルを館山浄水場からの浄水で賄っております。

現在の館山浄水場は、第5次拡張事業により昭和42年度から昭和44年度にかけて建設された施設であり、建設から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。今後の館山浄水場のあり方については、さきの東日本大震災での教訓を踏まえて、笹野浄水場からの全量を受水ことで生じるリスクを分散させる必要があると考えております。

また、西川町の寒河江ダムを水源とする、これも先ほど議員のほうからお話ございましたが、村山広域水道が7月18日からの集中豪雨の影響で給水停止となり、村山地区12市町のうち自己水源を有していない6市町で断水が発生したところでございます。山形市では村山広域水道からも受水しておりますが自己水源を確保しており、村山広域水道への依存率が低かったことから断水を防ぐことができたため、本市においても自己水源は存続させる必要があるものと考えております。

このようなことから、危機管理上からも災害等に強い水道事業の構築や水質管理の強化を目指し、館山浄水場の建てかえを計画しているところでありますが、議員からも先ほど御指摘いただきましたように建築物等も老朽化しており、耐震化を早急に進める必要性があることから、施設規模も考慮しながら整備を進めるよう検討してまいります。

次に、②の老朽管の交換状況についてですが、上水道における導水管、送水管、配水管を布設している総延長は、平成25年3月末現在、約482キロメートルとなっております。老朽管を放置した場合、漏水事故や赤水等の原因となることから、予防・保全的な観点からも早急に更新していく必要があるものと考えております。

現在、本市で実施しております老朽管更新事業につきましては、平成19年度から平成32年度ま

での14カ年の計画で事業化して取り組んでいるところであります。対象となる管の種類についてですが、昭和30年代に布設された铸铁管で、継ぎ手が受け口のすき間に麻を充填してから鉛で固定した継ぎ手であり、水密性・伸縮性に乏しく、配水管漏水の主な原因となっていることから、耐震性の高いダクトイル铸铁管に更新している状況であります。

事業内容に変更が生じたので、平成22年度に老朽管更新事業の見直しを行い、14年間で総事業費約26億4,000万円、総延長で24.5キロメートルの更新を行うもので、平成25年3月末現在で約11キロメートルが完了しており、事業量ベースでは44.7%の進捗率となっております。今後、第6次拡張事業及び第7次拡張事業で昭和54年度から昭和61年度にかけて大量に布設された配水管が更新時期を迎えることとなることから、更新計画の見直しや適正な資産管理を考慮しながら、引き続き老朽管の更新に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本市で耐用年数40年を超えて残存している老朽管についてですが、平成25年3月末現在で総延長約482キロメートルのうち約22.5キロメートルであり、全体の約4.7%となっております。このようなことから、老朽管の更新とあわせて、管種や継ぎ手を耐震性の高いものにかえていくことで耐震化を進めていくことにもつながるため、計画的に老朽管の更新と耐震化の整備に努めていきたいと考えております。

終わりに、③水道未普及地区の解消についてですが、本市における水道未普及地区は、現在御要望をいただいております東李山地区と小野川入地区及び東築沢地区を含めまして11地区ありまして、集落数は32集落となっております。そのうち15集落は小規模水道を利用しており、それ以外については小規模水道と同様、沢水や地下水を利用している状況にあります。

いずれの地区におきましても集落が散在してい

ることなどから、給水区域を拡張し上水道事業で整備した場合、その効率性・採算性の確保が困難であるため、事業規模や給水開始後の経営にわたる多面的な検討が必要であるものと考えております。

また、未普及地区における安全な水源確保の方策としましては、採算性を考慮した上水道事業と上水道以外にも市の飲料水改善事業費補助金により運営します小規模水道施設等も考えられますことから、各地区に適した整備方法を検討すべきものであると考えております。

いずれにしても、水道未普及地区に対する水道事業の基本的な考え方としましては、これらの地区におきまして飲料水の水源確保が困難あるいは水源の水質に重大な問題があるなど安全確実な水源確保が図り得ない地区につきましては、関係各課と協議を行い、事業実施の可能性やその方法について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 佐藤 晃議員。

○21番（佐藤 晃議員） 御苦労さまでした。

答弁をお聞きしたわけですがけれども、大体考え方としては私と同じだということでございますので、そういう施設について、今後、第5期の計画の中に入れて、着々とひとつ、米沢市民の安心・安全、そして楽しいまちづくりに頑張っていたくようにお願いしたいと思います。

先ほど市長から若干答弁いただいたんですけれども、高鍋町ライオンズクラブとの関係については一生懸命やっているなんてあなたおっしゃいましたけれども、高鍋ライオンズクラブ、今ありませんから。いいですか。私も米沢松岬ライオンズクラブで高鍋町と姉妹ライオンズクラブだったんですけれども、今、高鍋町ありませんから。

それはいいとして、あとタウバテを訪れた人を呼んで、何か集まりをやっているというお話で

すけれども、13年ほど前、山村明議員を団長にして、私たちタウバテに行ったんです、4人で。一遍も呼ばれていないな。議員は呼ばれないのか何だか知りませんが。そういう事実があるのかどうか、もう少しよく調査して返答してもらいたいということです。

私の会派は50分で一般質問をやめるという提案を議会にしているわけで、あと二、三分しかないんですけれども、ちょっと延ばしてもらって55分まで、よろしく願いいたします。

それから、原教育長、パークゴルフ場のこと一言も言わない。パークゴルフ場、一言も言っていないんです。パークゴルフの関係の方も大分いるんですよ、傍聴の中に。一言も言わない。私聞いてますよ、ちゃんと通告していますから。私が知っている範囲で質問しますので、それでいいかどうか教えてください。

一応、パークゴルフにつきましては、協会に入っている人が米沢市に300人以上いるんです。あと、協会に入らないで楽しんでいる方もいっぱいいます。ほとんど飯豊町の白川に行っているんです。やっぱり、ちょっと遠い、それから年齢いくと大変だということで、ぜひ米沢に。全部あるんですよ、南陽市もあるし長井にもあるし、今度川西町もつくる。もちろん「湯るっと」、置広で何しているのか知らないけれども、変な作り方したから今でさえ使えない。多額の予算をかけて。置広の高畠町のゴルフ場ですよ、パークゴルフ場。

私もいろいろ協会の方々からお願いがありまして、市長にもお願いして、八幡原の緑地公園に2コース、今造成していただいています。パークゴルフ場、2コース。来年から一応使うという形になっていますけれども、これはあくまでもスポーツ施設ではなくて、健康保持、元気な、健康診断受けなくても元気で住めるような体制をつくろうということでシルバーの人を中心にしてパークゴルフをしようということで2コー

ス。健康保持ということをつくった。スポーツ施設ではありません。先日、建設部長からは、八幡原の遊水池を埋めて、今下水道の土砂を埋めているので、27年以降、そこを運動公園として、パークゴルフ場も4コースぐらいつくりたいという話があったわけでございますので、それでよろしいですか。御答弁ください。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 聞き取りの段階であったと思いますが、私のほうではその報告がなかったものですから、答弁が抜けたこと、大変失礼しました。これにつきましては、ほかの議員の方からの御質問にもお答えしましたが、今パークゴルフの競技人口がふえているという現状、そういうことを鑑みまして、場所あるいは財源、こういうことの検討をしながら、関係部署と協議を行って、まちづくり総合計画の中で検討していきたいということでお答えをさせていただきます。

○島軒純一議長 佐藤 晃議員。

○21番（佐藤 晃議員） ぜひ、近々中につくってください。本当に健康保持のため、料金も安いし。一日遊んでいられるんだ。健康保持のため大変いい競技でございますので。グラウンドゴルフはどこでもできるのだけれども。とにかく早急につくっていただきたいと思います。

水道部にちょっとお聞きしますけれども、館山浄水場については今後残すということであります。それから、漏水管の問題については、今後修理し、そして改善していくということです。

それで、先ほど言った未普及地については、水道管さえ運べば何ばでもできるでしょう。水道管さえ埋めれば。下水道と違うんですよ、水道は。金ないんじゃないんだもの、水道部は。流動資産で30億円も今お金があるわけでしょう、予算が。毎年、単年度で4億から5億、企業会計ですよ、企業会計だけでも3億か4億、毎年、単年度で剰余金が出る。それを9月議会で我々

は議決させられる、その剰余金をどうするかと。その積み重ねが今30億もあるんですよ、水道部に。ぜひこの予算を使って水道管を引いてくださいよ、米沢市を網羅するように。そして、30億の半分の16億、有価証券を買っているんですよ、水道部で。有価証券。そんなことしてお金、予算化していることないでしょう。どんどん市民のために安心の安い水を飲んでいただくということが非常に大切じゃないんですか。その辺、どう考えているかお聞きします。

○島軒純一議長 細谷水道部長。

○細谷圭一水道部長 まず、事業費についてであります。基本的な考え方として、企業会計の考え方ですけれども、施設への設備投資、維持管理費等につきましては、市民の皆様から徴収される使用料金によって成り立っているものでございますので、その使用料金を給水区域以外のところに上げるとなるというのは、なかなか市民の皆様から御理解いただけないのではないのかということと、もしそういう未普及地域に事業をするとなった場合は、今議員からも御指摘ありましたけれども、水道料金の改定に向けるべきではないかという御意見もいただきますので、先ほど答弁させていただきましたように、やっぱり採算性を考慮しながらそういった事業等の有無については今後とも検討すべきではないかと考えております。

○島軒純一議長 佐藤 晃議員。

○21番（佐藤 晃議員） 早急に検討して、米沢市民の方が米沢に住んでいて安心して飲み水をやっぱり住民に供給するというのが米沢市の行政の仕事でしょう。家がない、遠い、そんなことで安心した水が飲めないということは、おかしいと思うんです。

それから、30億も流動資産があるわけでございますので、最後にしますけれども、以前から、特に渋間佳寿美議員なんか五、六年前から言っていました、特別会計の下水道会計と上水道

会計、これ通告していないから答弁要らないけれども、もしできないときは要りませんけれども、特別会計の下水道会計と上水道会計を一緒にして業務できないかということで、5年前あたりからいろいろ議論しているんですよ。その辺もひとつ考えてもらいたい。通告していませんので返事要らないから。

ということで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で21番佐藤兵議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時56分 休 憩

~~~~~

午前11時05分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、発達障がい児支援基本計画を策定してはどうか外3点、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。

朝晩、大分涼しくなって過ごしやすくなりました。田んぼには稲穂が黄色く色づいてこうべを垂れ、秋空にトンボも見かけるようになりました。ことしの夏は大変暑かったですが、ことしはゲリラ豪雨や竜巻の被害など、自然災害が多いように感じました。これも地球温暖化と関係があるのかわかりませんが、本市も羽越水害のときは大きな被害をこうむったわけですから、半世紀前のことであっても、「災害は忘れたころにやってくる」を旨として、心構えしておかなければならないと思います。

さて、私からは以下の4点について質問いたし

ます。第1に、発達障がい児支援基本計画を制定してはどうかということです。第2に、中学校の課外クラブ活動、いわゆる部活動に関してです。第3に、学童保育施設に関して。第4に、企業誘致方針の転換を考えてはどうか。以上4点に関して質問いたします。

まず、第1点目の発達障がい児支援基本計画についてです。

発達障がいとは最近よく耳にする言葉ではありますが、どのような障がいでしょうか。発達障がいとは、「発達障害者支援法」によれば、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」となっていますが、現実的には、学術的な分類や行政施策上の分類によって違いがあり、概念が統一されていないという問題があります。

また、脳検査などの客観的指標も確立しておらず、正確な診断は難しく、表にあらわれる状態が年齢や環境によっても違うことから、医療機関によって、また診断時期によっても、診断名が異なることがよくあります。

また、障がいのあらわれ方が多様で、知的なおくれを伴う場合もあれば高いIQを示す場合もあり、さまざまな合併も考えられるので、個別的な違いが強く、従来のような障がい程度や種別による支援の類型化が非常に困難です。先ほど述べた障がいの種類を挙げても、それぞれがどのような障がいか、きちんと区別できる方は少ないのではないのでしょうか。さらに、合併症状があることを考えると、本人を目の前にして、この子はこれだと判断できる方が米沢市内に何人いらっしゃるのか。恐らく、そう多くはいらっしゃらないと思います。

発達障がいをわかりにくくさせているのは、そういった症状の多様性と部分的なおくれや偏り

がある場合が多いこともあります。例えば、言語・認知能力の高さが認められても、他人からの指示の理解や対応に時間がかかったり、集団行動ができなかったり、あるいは興味や関心のあることがほかの人とは大きく隔たりがあったり、同じ内容の繰り返しであったり、そのようにして、ほかの人たちの行動ペースからは外れてしまいがちになります。

これらの問題は、従来、本人の努力の問題や家庭での育て方の問題として捉えられがちです。周りの人から誤解を招きやすいことから、本人や家族の抱えている困難状況の改善に向けた支援の必要性や具体的支援の方法がわかりにくいという状況を生んでいます。そもそも、本人がそれを障がいだとは自覚しておらず、家族も理解していないということが往々にしてあります。

発達障がいは脳の機能の障がいであり、困難状況はずっと続いていくことになります。しかし、早期に発見し、周りがそれを理解し、その特性に配慮した対応を行っていくことで社会に適応し、自立した社会生活を送っていくことは可能です。そのための早期からの本人支援と家族や支援機関などの本人を取り巻く環境の整備と社会全体での発達障がいに対する理解が必要です。

発達障がいは、ただいま述べたように、外見ですぐ判断できるような障がいではなく、その数も大変多いと考えられます。平成24年の文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が発表されましたが、5.6%の児童生徒が支援を必要とすると判断されました。30人学級なら各クラス2人ほどの児童生徒が該当することになります。学校当たりで換算すれば、また市内全域では、相当数の児童生徒が発達障がいとして支援を必要としていることになります。

支援を行うとすれば、当然に人的な、そして財政的な支援があり得るべきですが、そのための

根拠となる計画がありません。山形県には障がい福祉計画がありますが、その中で発達障がいに関しては全体の障がい者計画の一部という捉え方で、発達障がいについての特別の困難さや発達障がい児全体を捕捉するような方向性は示されていません。本市の米沢市障がい者計画においても、発達障がいに関して特別な施策があるわけではなく、ほかの障がい者と同じ枠の一部という捉え方です。

そこで、米沢市障がい者計画とは別に米沢市発達障がい児支援基本計画を策定すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

また、米沢市障がい者計画の中で、障がいのある人の現状ということでさまざまな統計資料がありますが、山形県発達障がい者支援センターへの相談件数で、本市の相談件数の内訳で13歳から18歳までの相談件数が急に少なくなっていますが、原因は何でしょうか。相談したい人はいるのに相談できない状況があるのでしょうか。以上、お聞きします。

次に、中学校の課外クラブ、いわゆる部活動に関して質問いたします。

昨日、2020年の夏季オリンピックの東京開催が決まりましたが、昭和39年に開催された東京オリンピックは私の生まれた年のことでもありますので、もちろん映像でしか見たことはありませんが、あれから半世紀が過ぎて、日本で生のオリンピックを見ることができるというのは感慨無量と言うほかありません。現在の中学生や高校生の中から東京オリンピックの出場選手が多数あらわれるものと考えますと、部活動の指導をしておられる先生方も指導に熱が入ると思います。

どこの中学校においても部活動は盛んに行われていますし、熱心な先生の指導のもとで県大会や東北大会に出場するのも珍しくないところがたくさんあります。一方で、平日や土日も熱心に指導しておられる先生方の体力的・精神的負

担を考えると、一考を要するのではないかと思います。本来、課外である部活動は学外の人に指導してもらうべきではないのでしょうか。スポーツ少年団などの形式やサッカーのユースチームや野球のリトルリーグのようなクラブ制のところにPTAや地域の方に指導をお願いするなどして、先生方は本来の授業の準備や事務仕事やスキルアップに努めるなど、そちらに専念すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、部活動を指導しておられる先生方の勤務体制、勤務状況については、全てきちんと把握なさっているのでしょうか。

次に、学童保育施設に関して質問いたします。

一般質問2日目の高橋壽議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、御了承願います。

放課後学童クラブなど呼び名はさまざまあるようですが、児童センターやコミュニティセンターで行っている学童保育施設以外は、本市の歴史的経緯もあるのでしょうか、全て民間で行われています。市内の民間学童保育所は、自前のところもありますが、民家を借りるなどして行われているところが多く、老朽化した建物で運営しているところがほとんどです。建てかえをするにも多くの資金を要しますし、財政的な余裕のないところが多くあります。本市以外では公設の学童保育所がほとんどであることを鑑みますと、本市も公設の学童保育所を建設すべきだと考えますが、いかがですか。

公的な施設を利用というと、塩井小学校を利用した学童保育が行われていますが、塩井小学校以外に放課後の学童保育に利用したいという声はないのでしょうか。もしあっても、塩井小学校以外でできないとすると、何か理由があるのでしょうか。

例えば、午後4時までは先生方が学校を管理し、4時になったら先生方は全て学校から退去する。以後は別の民間団体や管理運営委員会などが管

理して、学童クラブに貸したりスポーツ少年団に貸したりということができるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、企業誘致に関してですが、まず安部市長の企業誘致の実績をお聞かせください。ここ10年で八幡原工業団地、オフィス・アルカディアへの本市外からの進出企業は何件あるのでしょうか。

企業進出がなかなか進まないことに関して、原因の分析と対応策はあるのでしょうか。

市長がトップセールスを行っても結果が出ていないのでは市長が行う意味がないという声を聞きますが、どうお考えでしょうか。

用地に関してですが、用地の売却価格に問題があるのではないのでしょうか。価格が高過ぎるとか、安い価格で買い取っても固定資産税を払うのでは同じだとか、企業にとってメリットが少ないのではないのでしょうか。ここは方針を転換してはいかがでしょうか。賃貸するほうがいいのかという企業もあるかもしれませんし、賃貸のほうに大きくかじを切ってはどうか。

土地を買いいたいという企業には売却してもいいと思いますが、売却するにしても中途半端な価格ではなく、土地代金ゼロ円で誘致を図るという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点についてよろしく御答弁をお願いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの堤郁雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、企業誘致についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

米沢オフィス・アルカディアは平成12年度より分譲を開始しましたが、私の市長就任後の市外からの企業の進出件数は、米沢八幡原工業団地で2件、米沢オフィス・アルカディアで1件の

合計3件となっております。これまでは企業の第一線で活躍中の米沢地方出身者やアドバイザーの紹介による企業訪問、山大工学部や地元高校の卒業生などを訪問しての情報収集など、誘致活動を地道に実施してきましたが、国内企業は円高、電力不足などの不利な要因を抱えており、特に量産品製造では新興国の安価な労働力などにより海外シフトが進むなど、国内企業における国内投資が冷え込んでいる状況です。したがって、国内のいずれの自治体も企業誘致には苦戦しているものと捉えております。

しかしながら、最近になって、極端な円高傾向にあった円相場にも落ち着きが見られるようになり、また新興国の人件費の急激な高騰などにより、一部の企業ではものづくりを国内に回帰させる動きも見られます。

そうした中で、研究機関として山大工学部を擁している本市では、地震や台風などの自然災害が少ない、新幹線、高速道路などの交通網が整備されている、地域産業が構造的に集積されていることなど、他地域に比べて有利な条件が幾つもあります。首都圏の海岸沿いにある精密機械の製造会社が、東日本大震災以降、リスクの分散について検討を始め、自然災害が少なく、大地震での停電もなく、地盤がかたいことなどを理由に米沢も候補地として挙げています。

また、山大工学部とのつながりもある都内の中小企業であります。リスク分散や本市のものづくり企業との連携なども含めて、本市と都内の企業数社と共同で工場を建て、そこを都内企業のいわば工場集落として稼働させることを考えているところもあります。

これは、私たち企業誘致活動において、いずれも足で訪ねて信頼関係を高めつつある企業の話であります。企業誘致の途中経過として、このような状況があることもつけ加えさせていただきたいと思います。

次に、トップセールスの効果についてお答えし

ます。担当者だけで企業を訪問する場合、面会相手も当然企業の担当課長やせいぜい部長までであります。私が企業訪問に行きますと、必ず社長もしくは社長不在の場合は社長にかわる重役の方との面会ということになりますので、そういう向こうのトップと話ができるということが大きなメリットであると考えています。

また、そのような場で私みずからが本市の状況説明やPRを行うことで訪問企業に対して新たな事業展開の候補地としての米沢市に対しての信頼感を持っていただくという意味で大きな効果があると思っています。

既に本市に立地している企業にもお訪ねいたしております。そもそも、首都圏に対する企業誘致は2つ目的を持っていて、1つは新たな企業を誘致したい、もう一つは、既に米沢市に立地している企業に対して表敬訪問して、いろいろ御要望を伺ってくるという2つの柱で行っているわけですが、既に本市に立地している企業においては、今後も本市における事業の拡張と地域雇用の拡大を直接お願いをして回っています。全国各地で企業撤退の話が出ている中にあっても、本市では雇用の維持などがなされているというのは、効果のあらわれであると認識しております。

最近になって八幡原工業団地内の既存企業の中で設備の増設や研究施設の増設を計画され、近いうちに実行を予定されている企業が数社あります。当然、マスコミ発表とかに先駆けて、こちらでお伺いしたときに、「内々の話ではあるけれども、うちの会社では」という形で事前にお話を伺っているわけであります。そういう場合にも、では米沢市としてできることは何かということを御質問して、極力企業のお役に立てるように、さまざまに御意見をお聞きする、そういう方法をとっております。当然、これらの企業が研究施設や工場の増設をするということになってきますと雇用の拡大にもつながってく

るものと考えています。

以前にも議会でお話をしましたが、企業をお回りしますと、今の経済状況の中でいい話は残念ながら何もありませんと言われることが往々にしてあります。そういうときにこちらから話をしているのは、天地人の話をしております。

「直江兼続を大河ドラマにする会」というのが設立されて十数年間活動してきた、それだけでは結果には結びつかなかったわけですが、ただNHKの方針が余り有名でない人物を取り上げてという路線に変わってきたときに、それまで直江兼続、直江兼続とずっとNHKに参上していたことがNHKの方針と結びついてドラマ放送の結果になったという話を例に出して、お訪ねしなければ、いつまでたってもおたく様の状況が変わったからといって米沢市がチャンスがめぐってくるわけではない、そうでなくて、丹念にお回りして、米沢との信頼関係を深めて、そういうことが基礎になって相手先の企業の状況や日本の経済状況が変わったときに初めて、何度も誠意を持ってお訪ねしている米沢にチャンスがめぐってくるんだ、そういうつもりでお訪ねしておりますと、そういう話を相手先でしております。

続いて、八幡原工業団地、米沢オフィス・アルカディアの用地の売却価格についてであります。これまでは独立行政法人中小企業基盤整備機構が路線価格などを考慮して設定をしてきました。国内企業においてはリスク軽減のために産業用地など不動産の自社保有を極力避ける傾向もあります。全国のほかの自治体の取り組みを見ますと、産業用地のリース制度や賃貸借制度を導入するなど、企業にとって進出しやすい環境を整えているところも幾つも見受けられます。

一般財団法人日本立地センターによりますと、長引く不景気や国内ものづくりの海外シフトが進む中であって、リースや賃貸借制度を導入し、賃貸価格を低く設定している団地においても、

企業がそれを理由に進出を決める傾向もあると聞いております。米沢の八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディア団地においても、これまで用地を企業に売却する方針で進めてまいりました。しかしながら、本市で用地を取得することになりますと、今度は本市が独自の判断で用地の売却価格を設定することが可能となります。そこで、御質問の内容になるわけですが、売却価格については極端に低い価格を設定しますと、既に進出している企業、すなわちもうお買い求めになった企業や団地周辺地域の路線価格や固定資産評価額に大きな影響を与えることが懸念されますので、売却価格の設定につきましては、中小企業基盤整備機構のこれまでの算定方式を参考にしながら価格を設定して売却をしていきたいと考えています。

ただし、中小企業基盤整備機構から本市が取得する価格との差益を利用して、これまでの市の助成制度を見直して、助成金を大幅に上乗せするという形で企業が用地を取得しやすいようにする考えです。また、用地の賃貸借制度につきましても、企業からの要望が高いことから、制度の導入に向けて前向きに検討を進めているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、発達障がい児支援基本計画の策定について及び学童保育施設についてお答えいたします。

初めに、議員の御質問にありました本市障がい者計画の統計資料における山形県発達障がい者支援センターへの相談件数の状況につきまして、13歳から18歳までの相談件数が少ないという状況をどう分析するかということであります。この年齢期は中学校や高校に在学している場合がほとんどで、相談の内容につきましても教育に直結していることが多いことから、県の相談機

関よりも直接身近な担任の先生やスクールカウンセラー、養護教諭など学校関係者に相談されているケースが多いと推測されます。

また、相談件数が少ないということが相談の体制の問題に起因するというものではないものと考えております。相談者にとりましては、ニーズに応じて相談機関を選択できることは、とても心強いことと思いますので、今後も相談機関として山形県発達障がい者支援センターが広く周知されるよう、広報や市のホームページなどへの掲載、また学校等を通じてパンフレットを配布するなど、周知の強化を図ってまいりたいと思います。

さらに、社会福祉課障がい者支援室を始め、学校、教育委員会、相談支援事業所、米沢市地域自立支援協議会において、それぞれの懸案事項をお互いに協議しながら、よりよい相談支援体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

発達障がい児支援基本計画の策定であります、現在のところ、山形県においても策定していない状況であります。また、現在、本市におきましては発達障がい者支援センターの機能を持つ事業所及び施設はないことから、発達障がい児支援に特化した計画ではなく、当面は平成27年度から計画予定であります第4期米沢市障がい者計画の中で発達障がい児・者への支援につきまして、よりきめの細かい支援などを盛り込む形で策定し、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、学童保育施設についてであります。学校施設を利用した放課後児童クラブの設置につきましては、特に低学年の利用が多い実情を踏まえ、安全・安心な場所であると認識しております。また、地域の方々及び保護者の方々に与える安心効果につきましても大きいものであると思います。

一方で、校舎及び学校敷地を含む学校施設の利

用につきましては、教育施設という目的がありますので、塩井小学校で実施している放課後児童クラブにつきましては、行政財産の目的外使用として運営委員会が借用し、放課後学童保育所として利用、運営を行っております。

学校を放課後児童クラブが利用することにつきましては、それぞれの学校の立地条件や教室の配置などで使用上の条件が異なります。そのため、これまでは発生案件ごとに個別に検討を重ねてまいりました。

今後につきましては、放課後児童クラブを利用する人数及び施設数が増加しております状況などから、学校施設の利用につきまして、関係機関による検討の場を設け、具体的な条件整備などについて協議してまいりたいと思います。

また、現在、市には30カ所の放課後児童クラブがあります。児童センターで実施している放課後児童クラブ3カ所と小学校内及びコミュニティセンターで実施している放課後児童クラブそれぞれ1カ所を除き、その設置場所のほとんどが民間の家屋などの利用となっております。本市の放課後児童クラブの創設は地域の篤志家による放課後の児童見守りに端を発しており、地域の特徴や実情に即した特色ある運営が行われております。

現在、家屋の賃貸料としましては、それぞれの賃貸料に応じた額の80%を基準額に照らし合わせて委託料に組み入れ、運営団体に補助を行っておりますが、賃貸料を100%にするよう御意見をいただいているところでもあります。市としましても、今後も補助額の拡充を検討しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

また、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたします。この制度に向けて、地方版「子ども・子育て会議」を設置し、第1回目の会議を10月に実施する運びとなっており、放課後児童クラブに関する事案も御協議いただくこととなっております。したがいまし

て、学校利用につきましては、先ほどの関係機関による検討とあわせ、補助金を活用した設置の検討も視野に入れながら、子ども・子育て会議の中で御意見をいただき、進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、堤郁雄議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、発達障がいに関する学校現場における研修について説明をいたします。

近年、児童・生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級在籍の児童・生徒の割合及び通常学級における特別な支援を要する児童・生徒の割合は年々増加しております。そのような子供たちは、発達障がいを抱えていることが多く、その実態は多様化しております。この現状を踏まえ、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができるよう、現在、教員を対象にしたさまざまな研修を実施しております。

県と市がそれぞれ年に1回ずつ開催しております特別支援教育コーディネーター養成研修会では、発達障がいの理解、個別の指導計画・支援計画の作成などの内容について実施をしております。本年5月に開催されました特別支援教育研修会には各校から複数の参加があり、「発達障が気になる子のサポート入門」と題し、発達障がいについて研修をしております。今年度の米沢市学校保健会第2委員会では、発達障がいについての講演も行われたところであります。また、1年目の教員を対象にした初任者研修には発達障がい等のある児童・生徒への支援について学ぶ研修もあり、発達障がいについて理解するとともに、特別支援教育力を身につけることができるよう研修を積んでおります。

さらに、学校におきましては、特別支援教育の

核となるコーディネーターの教員による校内研修を行うことで教員の理解を深めております。

以上のように、さまざまな研修を通して教員一人一人が発達障がいについての正しい知識を持ち、子供の実態に応じた適切な指導・支援ができるよう取り組んでおります。

続きまして、中学校の部活動についてお答えをいたします。

初めに、部活動は外部の方に指導してもらうべきではないかとの御質問ですが、中学校の部活動につきましては、中学校学習指導要領の総則に「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と記載されており、学校教育として位置づけられているものであります。また、学校の管理下で行われている活動であり、教員による指導が原則となります。しかしながら、競技経験があり専門的な指導ができる教員もおりますが、競技経験がなく専門的な実技指導が難しい教員もおります。そのような場合には、地域の方々に外部指導者として顧問をサポートしていただきながら活動を行っている状況にあります。また、現在そのような対応をとっている部活動も徐々にふえてきている状況にあります。

次に、土・日曜日の部活動についてお答えをいたします。

休日の部活動につきましては、山形県中学校長会の部活動に関する申し合わせがあり、原則として、1つ目、毎週日曜日は部活動を休止日とする、2つ目、日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とするとしております。また、諸般の事情でやむを得ず土曜日、日曜日に休止日をとれなかった場合は、直近の授業日を部活動休止日とするというふうにしております。

米沢市内の学校におきましても、この原則のもと部活動が行われておりますし、各中学校長の指導のもと、月曜日から金曜日までの平日5日

間の中に教職員の定時退庁日や部活動休止日を設けておりますので、生徒も教員も1週間連続して休まず部活動を行っているという状況にはないというふうに把握をしております。

次に、スポーツ少年団などの形式で指導をお願いできないかという御質問についてお答えをいたします。

中学校学習指導要領には部活動運営上の工夫点として、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと示されており、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ少年団、スポーツクラブ等、社会体育諸団体との連携は今後も検討していく必要があると思います。しかしながら、全ての生徒や保護者のニーズに対応できる受け皿はまだ整備されておらず、またスポーツクラブの充実という点でも、指導者の生計をどうするかなどの課題も多くあります。

現在、学校では、やりたい部活動が今通っている学校にないとか部活動の選択肢が少ないといった生徒や保護者のニーズへの対応として、地域のクラブやスポーツ少年団等に所属し活動することを認めております。

議員から御心配いただいているように、部活動の指導は教員にとって負担となる面も懸念されますが、それ以上に、教員と生徒、保護者との信頼関係を築くことができ、教員自身にとってプラスになる面も大きいと言えます。

中学校の部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養と人格形成や健やかな心身の成長に資するものであり、学校教育の一環として中学校教育の中で果たす教育的意義は極めて大きいものであります。したがって、部活動のあり方については今後も検討していくべきものであると考えます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、学童保育施設に関して、校舎全部の使用は可能かという御質問にお答えをいたします。

学校施設の管理及び使用につきましては、米沢市立学校の設置等に関する条例及び米沢市立小中学校管理規則等で定められており、校長には学校の施設設備を管理する責任があります。また、校長の指導のもと、職員が分掌し、学校の施設設備を管理しております。

校舎内には児童の学用品や作品、授業で使用する教材や教具、学校備品のほか、成績や指導要録など保管しなければならない重要書類が多数あり、火災や盗難に遭わないように管理をしております。

このような理由から、校舎全部を使用することは管理の上で支障があり、認めることはできません。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) 御答弁ありがとうございます。

時間が余りありませんので全体の再質問はできないかもしれませんが、まず発達障がい児支援基本計画についてですが、山形県においても、あと山形県内の自治体においても、まだ策定しているところはないと思います。ですが、国内で言えば策定しているところもちろんありまして、なぜ発達障がい児支援に特化した計画が必要だと思うかと言えば、ただいま申し上げたように、多様な症状の違いで、今6.5%と私申し上げましたけれども、その数字から言うと、相当数の子供さんが該当するのではないかと思います。特別支援学級に在籍している子供さんの数からすると、普通学級にいる子供さんが相当数いるわけで、それらの生徒さんに関しては、担任の先生であるとか、特別支援の先生以外の方が対応しているわけです。そうすると、その

先生方の負担というのは大きいわけです。今、学習チューターであるとかスターターであるとか人的なプラスの部分がありますので、そういう部分では先生方はすごく助かっているという事実があります。ただ、それは県の臨時雇用対策でやっている予算ですから、その予算がなくなったら市としてはやらないという方針であるわけですね。多少プラスするというお考えは以前の答弁でお聞きしていますけれども、人的な部分というのはかなり高いと思うんです。それをきちんと担保するという意味では、やっぱりきちんとした支援計画をつくって、それに基づいて予算化する、人的配置をするということが米沢市単独の計画として必要ではないかということで、この支援計画をぜひ策定していただきたいと考えて今申し上げているんですが、次の障がい者支援計画のほうで、そのことについてもぜひ入れていただいて、予算のほうもぜひ考えていただきたい。時間がないので、答弁は結構です。

次に、課外クラブ活動と学童保育施設両方に関連するのかもしれませんが、学校施設を使用するという部分についてですが、塩井小学校の場合は目的外使用ということで、特別な許可をもって使用させているということなのかもしれませんが、2日目の高橋壽議員の質問にもありましたけれども、県でも国でも、学校施設を利用していろいろな活動をやりなさいという方針があるわけですから、当局の考え方としては、重要書類等があるので、そこはきちんと区切った形で、施設を例えば工事するなりなんなりして、そこから入れないような形で全く分離していただければ貸してもいいというようなお考えだと思うんですけれども、片方では、その自治体で学童保育を全部やっているところは、学校施設もその自治体のものですし、学童保育も自治体でやっているわけですから、学校施設であっても使用者が自治体ですから問題なく

使えるわけです。米沢市は学童保育がほとんど民間でやっているということがあるわけで、そうすると目的外使用とかそういった制限が出てしまう。そういうことから考えると、施設を市のほうできちんとつくる、公設、運営は民営でもいいんと思うんですけれども、公設民営という形でもいいと思うんですけれども、その形でやるか、あるいは学校施設をそういった形で使えるようにするとか、どちらかが一番いいのではないかと。

というのは、今学童保育で民間でやっていらっしゃるところは、老朽化した建物を建てかえるにも費用がかかるわけです。それに対して、例えば市のほうでかなりの補助があるというのだったらいいんですけれども、そういうわけでもないわけですね。そういうことを考えると、学童保育所を公設で建てるか、学校施設を使わせてもらうか、そこを前向きに考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 学校の施設利用ということで、先ほども御答弁の中で申し上げましたように、学校全体を考えますと、まず校舎そのものもありますし、敷地の利用ということもあるかと思います。これまでも学校の利用につきましては、まず余裕教室が必要だ、それからセキュリティに問題がない、3つ目として学校経営に支障がない、こういったものをクリアすれば学校を使えますということで答弁はさせていただいております。

先ほど関係機関による検討の場ということで御答弁申し上げましたけれども、ただいまの3つの部分、特に学校経営に支障がないというところ、こちらのところ、実際、学校の管理につきましては現場の校長先生が管理者ということで学校を管理なさっております。ですから、そのことの整合性をどのようにとっていかなければならないかというところで、先ほど申し上げまし

た具体的なルールづくりとか、そういったものを教育委員会、それから学校の実際の管理者の方、それから子ども子ども課、それから使用する学童の運営の代表の方などとお話ししながら、そこを詰めてルールづくりをして、学校の使用ということでまず形づくっていただきたいと思いますと考えているところです。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、課外クラブ、部活動に関してなんですが、先生方が基本、日曜日休みなさいと。日曜日休めないときは土曜日休みなさい、土曜日休めないときは平日休みなさいというお話でしたけれども、土日を大会でどこかに指導に行かれた、帰ってきて、生徒は平日のどこかを休みにすることはできると思いますけれども、先生は授業があるわけです。そうすると、厳密には休みになっていないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 土日に大会があつて出かけるということで、休みがとれないという場合もございます。そういった場合には、まず1つは、今市内の中学校で複数部活動担当制をとっております。なるだけ1人がずっと顧問ではなくて複数でということで、1つは活動中の生徒の安全を複数で見守るということもありますし、それから顧問の負担軽減ということで、そういった形をとっております。

あとは、休みがとれないといった場合には手当で対応しているということで、山形県の職員の特典勤務手当で、半日、部活動の引率をした場合、それから一日指導した場合ということで、そういった対応をとっておりますし、あとは学校によって個別に休みをとるように配慮しているということで、教職員の負担にならないような配慮を各学校で行っているところです。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) 負担にならないようにというお話ですけども、現実的には熱心な先生ほど負担になっているのではないかと私は思います。もちろん、私たちが中学生くらい小的时候にも部活動を一生懸命やっていましたけれども、そのときに指導してくださった先生も本当に熱心で、毎日指導してくださっていたわけです。

通常考えると、最近、精神的な病で学校を休職されている先生方とかも現実には米沢市内にもいらっしゃると思いますし、統計から言うと、例えば長時間労働をすれば、それだけうつ病になりやすいとか、そういうのがありますよね。そうすると、先生方というのは日中は授業があつて、本来ならその後いろいろな事務的な仕事もたくさんあると思うんです。それを部活動で潰してしまつたら、そういった事務仕事は持ち帰り残業になるのではないかと。風呂敷残業ですね。教育長も部長も先生をやっているんじゃないかと。その辺はよく御存じかとは思いますが。そういったことから考えると、実態把握という意味では、仕事上の負担というのは、かなりあると私は考えています。

ベテランの先生ほど、そういった病気というか休職になる先生が最近ふえているように思うので、負担軽減も考えていただきたいと思います。

まず、実態把握というのは時々していらっしゃると思うんですけれども、一体何時間実質働いていらっしゃるのかというようなことをアンケート調査でもしていただいて、より実態に近い形で調査なさってみてはいかがかなと思います。これは要望ということにしておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間ありませんから、企業誘致に関してですが、市長がトップセールスに行っても意味がないと失礼なことを申しましたが、決して意味がないのではなくて、進出企業だけではなくて、既に

進出している企業をつなぎとめるという意味でも重要なことなんだというお答えでしたので、それはそのとおりかなとは思いますが。

ただ、トップセールスというのは、社長さんとか重役の方にお会いするわけですから、「鶴の一声」で「よし、わかった、米沢に進出しよう」と言っていただく、それが目的だと思うんです。そうでなければ別に部・課長、ずっと下の担当者と話していてもいいわけですから。やはり社長さんと直接会ってお話するというところは、「よし、わかった」とぼんと判こを押してもらおうというぐらいのですね。そこはやはり信頼関係も必要ですし、いろいろな条件等もあるとは思いますが、そこを狙って、市長自身、それを狙って行っているんだと思いますけれども、ぜひトップセールスでぼんと判こを押してもらうように、10年で3件というのはやっぱり少ないように思いますので、ぜひ頑張ってくださいプラスにしていきたいと思っています。

進出条件として賃貸借のほうがいいというような企業もあると思うんです。ですから、方針を転換して、転換と言っていいかどうかなんですけれども、これからになるかとは思いますが、ぜひ賃貸借でやりたいというところには、それで条件整備していただいて、進出を後押ししていただくというふうにお願いしたいと思っています。

それから、先ほど土地代金ゼロ円では先に進出している企業との兼ね合いもあるので、それはできないというようなお考えだったかもしれませんが、ほかの自治体では、例えば視察などに行くときに羽田空港に行くときモノレールに乗るわけです。モノレールの車内の壁のところに「土地代金ゼロ円」と張ってあるんです。ある自治体ですが、それを見ると、東京に出張とかで来られる自治体関係者あるいは企業関係者がたくさんいるわけですから、そういう人

がそれを見て、「あっ、ゼロ円か、ここに行ってみようかな」という気になるんじゃないかと思うんです。どうやってゼロ円にするかというのは、さまざまな補助制度とかそういうのもあるかもしれませんが単純にゼロ円ではないとは思いますが、米沢市が進出を本当に狙うのであれば、その自治体に負けずに、同じようにゼロ円という宣伝をぼんと張っていただいて、ほかの人がそれを見て「おっ」と思うようなインパクトのある政策をしないと、ほかの国内の自治体との競争にも負けますし、海外に進出している企業、国とも競争になるわけですから、ぜひ思い切った政策をしていただきたいと思います。何か一言御答弁いただけますか。その辺、思い切った政策とかはできませんか。お願いします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 現在、取得に当たっている検討している中においては、議員仰せのとおり、インパクトの強い誘致が大事なのかなというふうに思っておりますが、現在のところは助成制度をより拡充して、30%から50%、結果的には土地代が安くなるような仕組みを訴えていく誘致活動をしてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) 30%、40%でもちょっとインパクトはないかもしれませんが、ぜひゼロ円ぐらいまで、ぐらいまでと言うと変ですが、ゼロ円ぐらいとかですね、そういう小さい字で書いてあるものもありますので、そういうことも、戦略としてですよ、戦略として、ぜひ考えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 以上で12番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、東北中央自動車道とその関連について外
2点、6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕（拍手）

○6番（山村 明議員） オリンピックも東京に決
まり、非常に天気もよくて、こんなとき会議を
やっても何かなというふうに思っていますが、米
沢市議会が会議をやっているときは、最近はい
つも天気がよいようであります。まず、午後
の1番手ということで、静かに質問をいたし
たいと思います。

明後日、あさってで、東日本大震災から2年
半となります。8月12日現在の全国の避難者
数は28万9,600名、そして9月5日現在
の山形県内での避難者数は7,325名、同じく
9月5日現在の米沢市での避難者数、大分減っ
てきたようですが、1,915名となっておる
ようであります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震
災では、2万3,000人に上る死者・行方不明
者を出し、また道路交通網に大きな被害が出
ました。沿岸部では津波で道路が流され、ま
た液状化現象、そして地盤沈下による水没、
地震による道路の陥没や亀裂が起これ、物流
はもとより、救援・支援の車両がとまってい
ました。が、日本海側を通り、比較的被害の
軽かった山形県を横断して、関東、関西から
の救援物資が被災地に届けられました。この
震災で、日本海側での高速道路を整備するこ
との重要性が改めて認識されました。

日本海側の高速道路は途切れた区間が多く、太

平洋側で大災害が起こると代替機能を果たせ
ません。危機を分散させるためにも、東北中央
自動車道や日本海側からの横断道路整備は必
要なものです。震災後の国道113号、山形県
小国町の交通量は、64%もふえたそうであ
ります。

東日本大震災後の支援ルート、復旧ルートの
道路がうまくできていない、お粗末だという
ことだったと私は思っております。高速道路
の東北道は地震被害を受けて通れない状況で
、支援車両は日本海側を迂回して入らざるを
得なかったのです。関西方面から東北地方に
入るには、そのほうが圧倒的に距離が短い
わけであり、しかし、山形県に入ってから、
高速道路の接続連携ができていないのがつ
かりし、困ったことだったでしょう。高速
道路の建設計画に対しての供用率が低いのは
山形県と宮城県だと言われておることもあ
ります。供用率が全国都道府県との比較で
非常に低いランクにあることは憤りを覚え
ます。周りの県を見ても、高速道路が縦断
していないのは山形県だけです。福島県は
南北に東北道が縦断し、東西に磐越自動車
道が横断し、東西南北に高速道路が抜けて
、さらに国道6号線に沿って常磐自動車道
がいわき市から北上して工事中でありまし
た。

東北中央自動車道とその関連について。

現在の正式名称は「東北中央自動車道相
馬尾花沢線」となっているようです。福島
～米沢間と東根～尾花沢間は、国土交通省
主体の新直轄方式で建設されることになって
おります。平成14年度に上山～東根間が開
通し、同じく平成14年度に福島～米沢間
が工事着手され、平成20年度に栗子トン
ネルの掘削が始まりました。

1、東北自動車道の進捗状況と見通しにつ
いて、2、通行料金について、どのようにな
っているかお聞きしたい。3、附帯施設や
道の駅についてお伺いします。

国道13号の4車線拡幅について。

国道13号は、福島市から秋田市へ至る一
般国道

で、延長306.1キロメートルあり、江戸時代の羽州街道に該当する道路であります。山形県と秋田県の内陸部の大動脈であり、ＪＲ奥羽本線と並行して走っております。

13号国道の４車線化は山形市を中心にしてつくられてきましたが、北は尾花沢市まで延びておりますが、南は上山市で置賜方面に向かっては遅々として進んでいないのが現状です。なぜ山形県で一番東京に近い米沢市の道路整備がおくれているのか。

次、国道287号米沢北バイパス整備について。

国道287号は、米沢市を起点として、川西町、長井市、白鷹町、朝日町、大江町、寒河江市、河北町から東根市へ至る81.8キロメートル。昭和45年、一般国道の指定を受けております。

米沢北バイパスは、窪田町から六郷町までの計画延長3,200メートルで、山形県が事業主体で、高速道路と公立置賜総合病院へのアクセス強化と米沢市、長井市間の狭くカーブの多い現道を渋滞解消、地域間交流の促進を目的として設置されております。現在の北バイパスの整備の状況についてはいかがでしょうか。

以上、１回目の質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、東北中央自動車道とその関連についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、東北中央自動車道の進捗状況と見通しですが、国土交通省が記者発表している事業の進捗率は、平成25年度３月末での事業費ベースでの算出によりますと、福島～米沢間が約60％、米沢～米沢北間が約48％であります。なお、栗子トンネルの掘削工事の進捗率は毎月公表されておりますが、８月末現在のトンネル掘削延長は8,637メートルで、掘削進捗率が96％

であります。今後の見通しにつきましては、福島～米沢間と米沢～米沢北間が平成29年度供用と公表されており、栗子トンネルの掘削工事は残りが340メートルとなり、今年度中に貫通する予定とのことであります。

続いて、福島からの通行料金であります。福島～米沢北間は国が直轄高速として整備しておりますので、無料となります。米沢北インターチェンジから高畠までは、今後も変わらず有料となります。

次に、附帯施設についてであります。３点にわたって御説明をいたします。

まず、国が整備をする直轄高速にはサービスエリア等の休憩施設は整備しないとのことですが、附属施設として、チェーンを着脱する場所であるチェーンベースが栗子トンネルの前後に整備されると聞いております。

続いて、各インターチェンジからのアクセス道路について御説明します。（仮称）米沢インターチェンジから市街地へのアクセス道路である都市計画道路万世橋成島線の整備計画ですが、未整備区間の事業化につきましては、事業主体であります県に聞きましたところ、財政的な課題があり現時点では見通しがつかないということです。本市といたしましては、整備効果の重要性を鑑み、引き続き未整備区間の事業促進と早期着工を強く県に要望してまいります。

また、（仮称）米沢中央インターチェンジのアクセス道路である主要地方道米沢高畠線の整備計画ですが、昨年12月に天王川から高畠町との行政界までの区間が供用開始され、高畠方面から市内へのアクセスが向上したところでありますが、東北中央自動車道の供用が開始されれば交通量のさらなる増加が予測されますことから、道路管理者である山形県が今年度、主要地方道米沢高畠線の国道13号から（仮称）米沢中央インターチェンジを４車線化の事業決定をしたところであります。

さらに、主要地方道米沢高畠線の国道13号から一般県道万世窪田線までの区間の4車線化につきましては、本市の重要事業に位置づけ、その整備促進と早期着工について県に要望しているところでもありますので、（仮称）米沢中央インターチェンジから一般県道万世窪田線までの区間の4車線化についても引き続き事業促進と早期着工を強く県に要望してまいりたいと考えております。

最後に、道の駅整備に向けての取り組みであります。道の駅の整備に当たり、7月8日に観光、農業、交通などさまざまな分野の15名の方を委員に委嘱して、「米沢市道の駅基本構想検討委員会」を設置いたしました。これまで3回にわたり委員会を開催し、勉強会や視察研修を実施したところでもあります。この検討会においては、道の駅の基本コンセプトを初め、規模及び構造、さらには施設管理や運営等について検討いただき、年内を目途に道の駅の基本構想策定に係る基本的な事項について意見をまとめていただく予定としております。

また、検討委員会とは別に、広く市民に関心を持っていただくとともにさまざまな角度から意見をいただくために、市民も対象とした講演会を8月初めに開催したところですが、9月末には2回目の講演会を開催する予定であります。また、先日開催されました「青年部サミット2013」、これは商工会議所青年部とか青年会議所とか農協青年部とか観光物産協会青年部とか、さまざまな各団体の青年部の集まりであります。その青年部サミット2013において話題提供とアンケート調査を実施したほか、若い年代の方々の自主的な検討をお願いしております。加えて、インターチェンジ周辺地区の方々を対象とした説明会なども行ってまいりたいと考えております。

この道の駅の運営についてであります。市といたしましても道の駅の運営を成功させるには

民間の発想力やスピード感ある経営判断などが必要不可欠であると考えており、視察や講演会などを通じて成功している先進事例を参考にしながら、運営形態の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、附帯施設関連についてお話をいたしました。先日、市民の方と雑談をしているときに、このような質問がありました。高速道路が完成すると、米沢のものが東京に吸い取られてしまうのか、それとも東京のものを米沢が吸い取るのかという御質問でした。確かに、東京のみならず首都圏に買い物に行きやすいとか、あるいは東京までは行かなくても米沢からよその町に働きに行きやすいとか、さまざまなことがあって、簡単に言うと吸い取られるという面もあると思います。しかし、こちらが吸い取る、そういうこともさまざまにあるというふうに思っています。差し引き勘定して、結局、高速道路ができて吸い取るところが大だった、すなわち非常に米沢にとって、あるいは米沢だけでなく高速道路の走る地方都市にとって、効果が大きかったという結果を導き出さなくてはならないと思っています。そのためには、やはり地方都市、米沢は米沢なりの強い魅力を持って都会からさまざまなものが流れてくる、人が来る、そういうような状況をつくり出していかなければならないと思いますし、また地方都市同士が連携をしてゆかなくてはならないと思っています。

高速道路は、運動会の綱引きに似ているところがあると思っています。綱がある、両端で引っ張って、力の強いほうが引き寄せるということになっていきますので、地方都市みずからが力をつけることと、そしてたくさんの人で綱を引っ張る、そういう地方都市同士の連携、そういうことにも心していかなければならないと思っています。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、2番目の国道13号の4車線拡幅についてと3番目の国道287号米沢北バイパス整備についてお答えいたします。

初めに、一般国道13号は福島から本県を縦断して秋田市まで連絡する道路でありまして、広域幹線道路、生活道路として、本市にとっても骨格となる重要な路線であります。本県における国道13号の4車線化の状況であります。4車線化率は38.3%となっております。山形市から北方面は尾花沢市までの約42.6キロメートルが、また本市までの南方面につきましては上山市までの約12.8キロメートル及び上山市川口地内で一部区間が4車線化されております。本市におきましては、（仮称）米沢インターチェンジから万世町片子地区までの2.4キロメートルが米沢拡幅事業として昨年度までに整備され、市街地までのアクセス強化と渋滞対策に期待が寄せられているところであります。

御質問の上山市以南の4車線化の見通しでございますが、国土交通省山形河川国道事務所に照会しましたところ、現在のところ具体的な事業化は持ち合わせていないとのことでございました。しかしながら、本市にとって国道13号は市民生活に密着した重要幹線国道でありますので、今後の東北中央自動車道の供用を踏まえ、アクセス性向上の観点からも、米沢拡幅事業に引き続き4車線化が推進されますよう本市の重要事業として要望活動を行っているところでありますが、具現化されるよう引き続き努力してまいります。

次に、国道287号、米沢北バイパス整備についてでございますが、国道287号は置賜地域と村山地域を連絡する幹線道路であり、山形、東北中央各自動車道と接続して、置賜地域から庄内地域、仙台方面に至る、産業、経済、教育・文化等の交流発展に大きく影響を与える重要な路線であります。置賜地域を速達性をもって連絡するた

め、規格の高い道路として、現在、米沢市、川西町、長井市内において、県事業として鋭意整備が進められております。本市におきましても、その整備促進につきまして置賜関係市町や経済団体と連携し、積極的な要望活動を展開しているところであります。

米沢北バイパスにつきましては、市街地の交通混雑を解消するとともに地域間交流の促進、東北中央自動車道米沢北インターチェンジ及び公立置賜総合病院へのアクセス強化を目的として、窪田町窪田地内の国道121号から六郷町桐原地内の県道大塚米沢線までの延長3.4キロメートルが整備区間となっております。整備状況は、平成16年度より事業に着手し、今年度末の進捗率は事業費ベースで約55%となっております。国道121号から県道広幡窪田線までの約800メートル区間につきましては、年内中に供用開始予定となっております。

また、米沢北バイパスの終点となります六郷町桐原地内から川西バイパスまでの区間につきましては、今年度より計画区間としてルートの検討に着手することになっております。

なお、川西バイパスは、整備区間が川西町時田から西大塚までの延長5.7キロメートルで、進捗率は事業費ベースで約6%となっております。また、長井南バイパスは、整備区間が川西町西大塚から長井市泉までの延長6.3キロメートルで、進捗率は事業費ベースで約92%となっており、そのうち現在供用されている区間は5キロメートルとなっております。

このように各工区で現在事業が展開されておりますが、供用の運びとなれば、本市にとっても公立置賜総合病院や新潟山形南部連絡道路にもアクセス強化が図られることになります。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） ただいま御答弁いただきましたけれども、供用率が非常に山形県が低い。

私の調べでも、距離の長いのは北海道とか、第2東名高速道路を整備中の静岡県などが延長の距離としては未整備のところが距離としては長いようです。率としては、山形県とか和歌山、神奈川、静岡、宮崎、鳥取も低いんですね。高知もちょっと低いです。その次くらいに山形県が入ってくるということで、非常に供用率が低いということで、何とかここで供用率を上げる手だて。そのためには、我々も「福米相伊」、福島、米沢、相馬、伊達で、議会のほうとしても陳情を行って、この間、東北地方整備局にも行ってまいりましたけれども、通常ベースの予算規模があって、そこに復興関連の予算という上積みがありまして、それを入れると東北が全国の各地方別に見た場合の東北の額がトップに来ているんですよというふうな非常にありがたい御説明をいただいてまいりました。ですから、そういったものにうまく米沢市として、そういった予算をいかにこっちに取り込んでもらうか、その辺を市長を先頭にしてこれから大いに取り組んで、復興予算のついているうちにこれをもらわないと、もたもたしているとまた今までのようにおくれ、おくれで、米沢市に来るころには復興予算の予算づけがなくなったというふうなことがどうも心配されるんです。その辺、ひとつ市長の決意のほどをお聞かせいただきたい。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 東北地方自動車道のみならずほかの道路も同じですが、置賜3市5町の自治体、それから米沢市が、道路整備にはとにかく先頭を切って力を入れてもらいたいという要請も受けておりますので、そういうことも踏まえて、力いっぱいやらなくてはいけないと思っています。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) それから、私も今回いろいろ見ておったんですが、私もそうなんですけれども、「高速道路いつできるの」という質問

がありますが、「平成29年度」という答えで言っておるんですが、細かいところを見ていきますと、赤湯から先、赤湯から山形上山インター、ここの部分については2018年度ということになってくるので、意外と市民の方は、平成29年度に高速道路ができるという言い方をしていますと、福島から米沢まで、米沢の北も南も、完全につながるんだという思いでおられるのではないかと考えております。ですから、これから市民に対してその辺をきちんとわかるように。南陽高畠までは平成29年度に、2017年度に、開通になります、ただそこから先の山形上山のところのインターまでつながるのは2018年、要するに平成30年度ですということをもっと明確に市民にきちっと説明をしていかないと、どうも市民に平成29年度にがっかりさせるような気がするんですけれども、その辺、当局のPRの仕方としてはどのように考えていますか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 御指摘の南陽高畠から山形上山までの区間というふうになろうかと思っておりますけれども、この高速道路の期成同盟会といえますか、その中に東北中央自動車道米沢・上山間建設促進協議会というのがございます。これは、米沢から上山間の自治体のほうで要望活動それからPR活動を実施している機関でございます。この組織で毎年、米沢、高畠、南陽、上山、各市においてPR活動を行っております。その中で、福島～米沢北間につきましては平成29年度の供用、南陽高畠から山形上山間につきましては平成30年度の供用を目指して、今鋭意進めている旨のPRをさせていただいているところでございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) それから、附帯施設はチェーンの着脱で栗子トンネルの前後に1つずつという形で、サービスエリアがないから道の駅をつくらなければならないということなんですし

ようけれども。あと、普通我々、1車線の高速道路のところでも、途中で追い越しをできるスペースというか部分が、多少短い区間ですけれども、そういったものがあって、そこで遅い車を追い越しできるということになるんですけれども、その追い越し車線の状況なんかはどのようになっていますでしょうか。

それから、最高速度は、今の米南道路や、こっちで後からなっている山形道なんかも、大体70キロの速度制限があるわけですが、その辺の最高速度なんかはいかがでしょうか。

あと、栗子トンネルの前後、勾配というのはどの程度の勾配。今通りながら見えますと、かなり高いところに道路があって、あれだけ高いところに道路をつくっているということは、勾配をかなり滑らかにしているのかと思いますけれども、圧雪時、特に新雪の圧雪のときはかなり滑りますので、勾配というのはどの程度のものと捉えておられるのでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 お答えします。

3点ほどございましたけれども、道路の追い越し車線、暫定2車線で今整備をしているわけですが、追い越し車線の区間、4車線の区間がどうかというお話ですが、国土交通省のほうに照会をさせていただきました。現在の整備状況の中では、福島市内に1カ所、譲り合い区間ということで、その4車線の部分が今計画されているそうです。それ以外につきましては、トンネルと橋の連続になります。それと同時に、追い越しをするための追い越し線といいますか、全体的に直線が短いということで、そういう意味で、今の整備の中では福島市内に1カ所というふうに聞いております。

それから、最高速度ですが、これは道路法に基づきまして、自動車専用道路ですので、最低速度が50キロになります。それで、最高速度につきましては、議員仰せのとおり、暫定2車線で

すので、多分70キロではないかと思いますが、これにつきましては今後、警察との協議によって決まると聞いております。

それから、トンネルの前後の勾配でございますけれども、これにつきましては、山形側の最大の勾配が2.5%です。それから、トンネルを抜けました福島側への最大勾配が3%になります。通常の道路でございますと5%を超えると登坂車線という形になるんですが、時速100キロの道路では3%以上となりますが、この部分では登坂車線を設けないという形での勾配配慮になっているようでございます。

ちなみに、栗子トンネルの中につきましては、県境を頂点にしまして、両側に拌み勾配になっています。両側に下るわけですが、山形側のトンネルの中の道路勾配は0.5%、それから福島のほうには1.26%で今整備がされていると聞いております。

以上です。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) 料金なんですけれども、今のところ、米沢南陽道路が300円、一般のゲートを通った場合は。ここから先の部分、要するに南陽から先の部分についての料金はどのようになっているかをお聞きしておきたい。

それから、現在の13号線、飯坂町中野地内、万世町刈安地内で、連続雨量が180ミリ以上のときはたしか通行止めという措置がされるのではないかなと思うんですが、こういった規制は東北中央道の栗子のところにはないのでしょうか。

それから、新栗子トンネルについて、たしか危険物積載車、これは通行禁止となっている、インターネットで見ましたところ、危険物積載車は通行禁止となっているということなんですが、これが間違いないかどうか。

それから、危険物積載車が新栗子トンネルを通れないということになると、どこを通れというふうに御案内をするんでしょう。八幡原の企業

等にこういったものは入ってくるんじゃないかなと思うんですが。その辺、お願いします。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 料金につきましてですが、現在、米南道路、いわゆる米沢北インターチェンジから南陽高畠までの間、300円となっております。この料金体系は、NEXCOが整備する区間につきまして有料道路という形になりますので、その後、南陽高畠から上山までの間、さらに上山から今供用されている東根までの間が有料区間という形になります。東根から尾花沢につきましては、直轄事業で今国がやっておりますので、この部分は無料区間となります。全線の供用がなされた段階でどういう料金体系になるかというのは、その時点まで私どものほうではわからないところでございます。

それから、国道13号は、確かに連続降雨量180ミリを超えますと通行どめとなりますけれども、今度の東北中央自動車道につきましては、山岳地帯の部分は主にトンネルという形になりますので、雨量に対する通行どめというのはないというふうに国土交通省のほうから伺っておるところでございます。

それから、危険物積載車両の通行どめでございますが、これも道路法に規定されているところですが、それでも、高速道路のほうに通行制限をかけるのは一般的に自動車以外の軽車両というもののほかに、幅が2.5メートルあるいは長さが12メートルを超えるような大きなものについては通行制限をかけるというものがございます。そのほかに、危険物積載車両の通行禁止というものがございまして、これは道路法の施行規則のほうで、水底トンネル、いわゆる海底トンネルで、海底トンネル及び海底トンネルに類するトンネルにつきましては、爆発性あるいは燃えやすい品物、そういう危険な物品を運ぶ車両について禁止あるいは制限することができるとなっております。水底トンネルに類するトンネルと

いうのが、トンネルの延長が5キロメートルを超えるトンネルにつきましては、それに類することになりますので、栗子トンネルは約9キロメートルでございますので、国のほうとしては危険物積載車両の通行に関しては規制をかけたい方向で伺っております。

その際、その車両がどこを通るかということになりますが、現の国道13号を通行するという形になるとお聞きしております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） すると、かなり大型なものとか危険物を積んだ、ガソリンとかそういった揮発性の高いようなものが多分危険物の車両になると思うんですけれども、それが現道を通ることになってきますと、現道の除雪体制も現在の状況で、積雪5センチぐらいですか、国道は、その体制で続けなければならないということになるのかなと思いますが、その辺について。

それから、先ほどの答弁でちょっと気になったのは、万成線、県で財政的に非常に厳しいので見通しが立たないとなってくると、平成29年度的高速道路の開通時には万成線は、今の状況であそこから先は、今の片子地内の交差部分からぐんとカーブしながら現道に持っていついて、あそこ以上はならない。何回も私も言っているんですけれども、奥羽本線をまたいで、米坂線をまたいで、松川に橋梁をかける、この3つだけで250億円かかるんですよというふうな話もされておりますが、非常に高額だなと思うんですが、では平成29年度の開通時点では万成線は現状のままというふうに捉えたほうがよろしいのでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 まず1つ、栗子の国道13号の除雪体制でございますが、高速道路を通行するにしても、板谷地区等々の一般生活道路としては従来どおりの大きな役割を果たします。した

がしまして、国道13号の除雪体制につきましては今までどおり、国のほうとしても、体制は維持するというふうに聞いております。

それから、万成線の話ですが、先ほども申し上げましたけれども、昨年度供用開始して、一部、片子地内で旧国道121号のほうに接続しております。その後の整備につきましては、今後、具体的な方策も含めて検討していきたいということで、担当者レベルといいますか事務レベルのほうで市と県とで協議に入っていきたいと思っております。具体的にどちらのほうから、あるいはどういう方策でという部分がこれからになってきますけれども、そういう部分を見据えた上で、県としての方向性をつけていきたいということで、私どものほうでも毎年重要事業として要望しておりますので、その部分について一歩でも進めるように事務レベルでも協議を進めていきたいと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 時間が押してきましたので、次に入っていきたいと思います。

次に、施設についてですけれども、道の駅について、現在、道の駅田沢、平成24年現在での利用者数が10万6,660人。こんなに多いのかなと思って私びっくりしたんですけれども。そして、売り上げが3,728万円。そして、飯豊町のめざみの里、こちらは利用者が50万人、売り上げが6億5,000万円ということで、飯豊の道の駅は非常にやってあって、いつもすごいなと思って見てくるのでありますけれども。米沢の道の駅をつくるに当たって、かなり頑張っていないと飯豊町のような成功例にはならないのではないかなと非常に心配をするわけです。

観光客の方は「米沢牛はどこへ行ったら食べられるの」ということもありますし、米沢牛のステーキ、すきやき、しゃぶしゃぶ、そういったものも、物販はもちろんですよ、物販はもちろんで、そういったレストラン的な機能も当然必

要になるんだろうと思うんですが、当局はその辺も当然するつもりでお考えなんでしょうね。

○島軒純一議長 茅田産業部長。

○茅田美佐雄産業部長 現在、道の駅基本構想検討委員会を立ち上げて検討しておりますが、議員仰せのとおり、農産物の物販とか観光物産とか、いろいろな多種多様の方向を検討していかなければならないと思いますが、レストランについても、今、機能等について検討委員会で議論していただいて、意見をいただいて、まとめ上げていきたいと考えている状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 道の駅の立地については今、候補がインターチェンジ3つあって、3つのところになっている。ある報道機関の資料なんかを見てみましたところ、2カ所からは地元の要望がある。議会にも一部コピーが来ましたので、北インターチェンジのほうの要望書、私も議長宛てに來たやつ見ました。地元要望が北インターチェンジと中央インターチェンジからはあるというふうに地元の報道機関のには載っているんです。米沢インターチェンジ、要するに桑山のほうからは地元要望がなしというふうに書いてあるんですが、設置する当局としては、地元要望があるかないかというのは、かなり大きな比重を占めるものなんでしょうか。

○島軒純一議長 茅田産業部長。

○茅田美佐雄産業部長 要望に当たっては地区それぞれの考え方があって要望されていることと考えております。万世地区については、確認はしておりませんが、現在、北と中央と両方から要望はいただいておりますが、万世地区から出ていない理由についてはわかっていないところでありますが、私どもの3つのうち1つに絞っていく過程では、意見の要素は重要であると考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 用地ということになりますと、やはり地形的に見ますと北インターチェンジと中央インターチェンジ、ここは平地の中にあるので、東西南北、地権者がどうのこうのというものは別として、物理的には非常に用地がどの方向にもとれるということなんですけれども、米沢インターチェンジ、桑山の場合ですと、南側に山を抱えているので南側にはまず用地はとれないだろうというふうになってきますと、用地的には非常に限られたスペースになってくるのかなと思います。

なおかつ、トランペット型のインターチェンジをもう造成してしまった。私は前にも、あれは失敗だったのではないかとっているんですが。そういったところ、せっかくトランペット型の、道路公団の用地になるのかなと思いますけれども、あのトランペット型の用地の中を利用させていただく形で道の駅とか物販とかレストランとか、そういったものを、用地を借りるなり買うなりということは可能ではないのでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 米沢インターチェンジの中の土地の利用ということでございますけれども、仰せのとおり、あの土地につきましてはNEXC O、日本道路公団の時代に用地を取得してございます。それで、当時、万歳の松の東側につきましては料金所や管理棟のスペースも含めて取得されたと聞いております。その後、直轄高速という形で国が直接整備をすることになりました料金所がなくなりました。管理棟とか、あるいは除雪センターという話もあったんですが、今、この利用形態につきましては、国のほうではこれから検討だというふうにお聞きしております。

それから、万歳の松を含めました旧万世小学校の跡地、ちょうどトランペットの中になりますけれども、ここにつきましては、すり鉢の中というふうな形になるものですから、本市におい

て環境整備をする計画であります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） せっかく広大な農地を潰してあのようなトランペット型のインターチェンジをつくってしまったわけですから、発券業務、料金徴収業務がないという状況で、何とかあれを後世の人たちに、何て無駄なことしたんだろうということを言われぬように、ひとつ米沢市が国交省なりNEXC Oを口説くような形で何とか有効利用を図って、うまく後世の人たちに、トランペット型にはつくってしまったけれども、最終的にはなかなかいい土地の利用方法をやってくれたなというふうな形になるように、ひとつ行政と市長の努力をお願いしておきたい。要望としておきます。

それから、道の駅等をやった場合に、市内でそういった話をしますと、多分これは官立、建物は市なりなんなりが中心となって建てることになるんでしょうけれども、皆さんに聞くと、官立官営では売り上げも何もうまくいかないと思うよ、民間の考え方を生かした民営的な部分でやっていかないと失敗するよというふうな一般市民からのアドバイスがかなりあるわけでありましてけれども、その辺について当局の考え方と、検討委員会あたりではそういった話は当然出ていると思うんですが、その辺、お聞きをしたい。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

○刃田美佐雄産業部長 議員御指摘のとおり、検討委員会でもその旨については触れられております。私どもも現在、民営の活用は有効な手段だと思っておりますので、そのような方向で向かっていきたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） それから、4車線の拡幅についてでありますけれども、私も今までは高速道路の陳情が米沢にとっての最大の命題であると思ってきて、私が4車線化をもっとやれというと、そっちに予算が行く分、高速道路の建

設に財政的な面からブレーキがかかるんじゃないかなという思いもあって、私はこのことは、気持ちにはあっても言い出せないかなと今まで思っていました。しかし、ここに来て、高速道路のめどがしっかりと平成29年度というふうに出てまいりましたので、やはりこの辺で4車線化について市長を先頭にして、先ほども答弁でもありましたけれども、大きな声を上げていかないと、インターチェンジのあるところ、赤湯、米沢、こういうところはいいんでしょうけれども、その間の置賜の人たちが、高速道路できたけれども4車線化も来ないし、我々はインターチェンジから遠いから全く恩恵にあずかれない、こんなものあったもんじゃないというふうな気持ちになられると困るので、置賜のリーダーシップである市長がこの辺先頭に立って、ひとつ4車線化も南へ延びていただけるようにこれからは、高速道路はめどが立ったわけですから、頑張っていたきたい。その辺、決意のほどをお聞かせ願えませんでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御意見のように、努力してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 最後に、北バイパスでありますけれども、置賜の中核病院、こちらと市立病院の連携とか、これから高齢化社会に入りまして救急の方のことを考えると、市立病院が救急体制が満杯だというときには向こうにも運ばなければならないとか、連携の面から見ても非常に重要な道路になるんじゃないかなと思うんです。287号についての完成見込みというか年度というか、そういうものはないんでしょうか。

あと、これは2車線でいくんですか。それとも、用買だけは4車線で、2車線供用という形なのか。その辺、もしおわかりになれば、お願いします。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 国道287号は、議員仰せのとおり、置賜圏域の南北を連結するネットワーク道路ということで、置賜生活30分圏構想を実現するための重要な道路という形で位置づけしておりまして、第3次救急医療施設の公立置賜総合病院へのアクセス強化というのは、米沢北バイパス整備の大きな目的の一つでもございます。

現在のところ、県のほうとしましては、完成の見込みというものをいつごろになるか、まだ発表はしてございませんけれども、米沢市の重要事業の一つでございますので、早期に完成されますように整備促進に向けて強く要望していきたいと思っております。

それから、4車線か2車線かというお話ですけれども、先ほど申し上げました米沢から長井までの区間につきましては、規格の高い道路、高規格道路ということで今整備しております。用地買収は4車線で用地買収をしております、暫定2車線で今整備をしているという状況でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） それから、用買は、鬼面川の東側は順調に進んでおるといふふうに数年前はお聞きしておったんですが、鬼面川の西側の用買、これについてはもう終了したぐらいなんでしょうか。先ほど92%という数字が出ていましたけれども。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 鬼面川の西側の用地買収につきましては、今地権者のほうと調整を図っているところでございます、県のほうで今年度、用地測量のほうで現地に入るというふうに、発注がもうじきなるかと思いますが、今年度、用地測量をするというふうに聞いております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） このたび道路問題について質問させていただいたわけですが、道路というものは人・物・金、この流れを、同じ

経済状態であっても、人の流れ、物の流れ、金の流れ、これが非常に潤滑に回ると経済初め活性化するわけですので、特に市長には戦略的な要望活動を上級官庁、県なり国なりに、しっかりやっていただきたいということを要望申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で6番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、山形大学工学部や米沢女子短期大学との連携について外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。間違ございません。

9月に入りまして、朝晩がめっきり涼しくなり、暑いと言っていたのが懐かしく感じられる気候となりましたけれども、この夏は全国で猛暑が続き、所によっては3日連続で40度超えという、従来の日本ではなかったような気温が記録された町もありました。

従来ではなかったといえば、本日の私の頭もそんなものなんですけれども、つい先日も埼玉県と千葉県、そして翌日には栃木県で竜巻が発生し、突風により甚大な被害をもたらしましたが、ここ数年国内での竜巻発生による被害が拡大しているようです。

この夏は広い範囲で猛暑となり、地域によっては局地的な豪雨になったり、逆に極端な少雨になったりしたことから、気象庁はことしの夏を

異常気象と位置づけたことを発表いたしました。

このような異常気象や自然災害は、その原因を特定することはできても、予測することは極めて困難であり、人間の知恵や知識では及ばないところにあると言えるでしょう。しかし、専門家の知識や経験者の知恵を集めることによって、さまざまな対策を講じることができるのも人間です。

その最たるものが、昨日決定されました東京へのオリンピック招致だったのではないのでしょうか。前回の招致失敗を経験に、あらゆる分野の専門家を動員して知恵と知識を結集した結果であり、猪瀬知事が「チームワークの勝利」と言っておられたのが印象的でした。

この専門家の知識と経験者の知恵を集めることによってできることは、自然科学やオリンピック招致の世界に限らず、この行政においても同様にできるという観点から、このたびの質問をしたいと思います。

私の今回の質問は、山形大学工学部や米沢女子短期大学との連携についてと保育施設・小中学校における食物アレルギー対応についての2問です。

まず初めに、山形大学工学部や米沢女子短期大学との連携についてであります。人口9万人足らずの地方都市である本市において、国立大学の1学部と公立の短期大学があり、短期大学には間もなく4年制課程も設置されるという状況にあるのは、小さな地方都市としては高等教育機関に恵まれたまちと言えます。

山形大学工学部は、その前身である米沢高等工業学校が設置されてから100年を超える歴史があり、米沢女子短期大学も設置されてから昨年で60年を迎えており、ともに伝統ある大学として本市に存在しています。

これは本市にとって非常に大きな存在と言えます。なぜなら、これらの大学には合わせて3,000人を超える学生と400人近い教職員がおり、その

経済的・人的資源があるとともに、専門的な知識が高度に集積されており、本市においては市民がその知識に触れることができ、官民間わずに活用することもできるからです。

そこで、本市と両大学とのこれまでの関係についてお尋ねします。

先ほども述べたとおり、両大学は本市において長い歴史を培ってきており、地元根づいた活動をしてきたものと思われます。そんな中で、本市が両大学とどのような関係を築いてきたのかお答えください。

次に、連携事業の模索についてお尋ねします。

全国の市町村では、さまざまな形で大学との連携事業を行っています。地域資源を活用したものや地域活性化に貢献しているもの、小中学生から高校生を対象にした出前講座、地域住民の生涯学習、施設の交互利用など、実に多くの連携事業が行われています。

本市におきましても、前の質問で聞かせていただく両大学との関係の中で、さまざまな連携事業が行われているはずですが、新たな連携事業を模索することについてどのように考えているのかお答えください。

次に、これからの連携についてお尋ねします。この質問には、山形大学工学部と米沢女子短期大学とのこれまでの関係と、新たな連携事業の模索についての答えに基づいてお答えいただくことになると思います。

というのも、過去から学び、現在の状況を踏まえることによって未来を考えるというプロセスは、何事にも共通するものであり、本市と両大学のこれからの連携を考える上でも必要だと思われるからです。

全国の市町村と大学の連携を調べてみますと、地元大学のない自治体が他市町村にある大学と連携して事業を行っていたり、大学と連携協定を締結している自治体も数多くあります。日本政策金融公庫論集の2010年5月号に掲載され

た調査資料によれば、「大学と地域との取り組み実態についてのアンケート」に回答した全国の市区町村856件のうち、大学と連携に関する協定を結んでいる自治体が542件あり、回答した自治体の63%に達していることが明らかになっていました。

また、身近な実例として、これは自治体ではありませんが、米沢商工会議所が昨年7月に山形大学工学部と相互発展のため産業や地域の振興、人材の育成などの分野において連携協定を締結しています。

このようなデータや実例からすれば、本市でも連携協定を結んでいてもよさそうなものですが、そう単純なものでないことは推察できます。

しかし、地元これだけの大学があり、その存在は本市にとっても市民にとっても貴重な財産であることから、両大学とのこれからの連携は重要な課題だと私は思いますが、市長・当局はどのように考えているのかお答えください。

続きまして、保育施設・小中学校における食物アレルギー対応についてお尋ねします。

近年、食物アレルギーに関する報道が多くなっていると感じているのは私だけではないと思います。

昨年12月には、東京都調布市の小学校で食物アレルギーのある児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故があったことは記憶に新しいところです。

私は、山田議員ほど専門知識がないものですが、いろいろと調べさせていただきました。すると、平成19年に文部科学省が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」によりみると、全国の公立小学校の児童生徒のうち、9.2%がアレルギー性鼻炎、5.7%が気管支ぜんそく、5.5%がアトピー性皮膚炎、3.5%がアレルギー性結膜炎、2.6%が食物アレルギーを有していることがわかりました。そして、この食物アレルギーの10%程度がアナフィラキシーショ

ックを引き起こす危険性があるそうです。しかも、これらの数値は年々増加傾向にあることも指摘されております。

このような状況の中、本市では、幼児・児童・生徒の食物アレルギーの現状をどのように把握されているのかお答えください。

次に、エピペン使用についてお尋ねします。

アレルギー疾患の緊急時対応として、疾患患者本人がアドレナリン自己注射薬——この商品名が「エピペン」と言われるものだそうです。これを携帯している場合、できるだけ早く注射することが効果的と言われています。調布市の小学校での事故においても、このエピペンを児童本人が携帯していたにもかかわらず、使用したのが遅かったことから死亡につながってしまった疑いがあるという報道がなされていました。

しかし、医療知識のない人が、幼児や児童生徒に対して緊急時にエピペンを注射できるのかといえば、これはかなり困難なことだと言わざるを得ません。そこで、このエピペンの使用について、本市としてどのような対応をしているのかお答えください。

最後に、今後の食物アレルギー対応についてお尋ねします。

先ほども申し上げましたが、食物アレルギーを初め、気管支ぜんそくやアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患を持つ子供が年々増加傾向にあります。特に、食物アレルギーについては、保育園児4.9%、小学生2.8%、中学生2.6%、高校生1.9%という比率になっており、小さいお子さんほど割合が高いという調査結果もあります。

このような状況の中、本市として食物アレルギーにどのように対応していくのかお答えください。

先日の原教育長の御答弁に「御理解と御安心を」という言葉がありましたが、私もアレルギーを持っているお子さんはもとより、保護者の方々にも安心してもらえるような対応が必要だ

と思っています。

冒頭に述べましたとおり、専門家の知識と経験者の知恵を集めれば、きちんとした対策を講じることができることを信じ、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、山形大学工学部や米沢女子短期大学との連携についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

本市が両大学とどのような関係を築いてきたのかにつきましては、これまで実際連携して行ってきた事業の主なものを御紹介して、お答えしたいと思います。

初めに、山形大学工学部との連携についてですが、幅広い分野で連携が行われております。

まず、有機エレクトロニクスに関する支援としては、米沢オフィス・アルカディアにおいて9月12日に有機エレクトロニクスイノベーションセンターの開所式が行われます。用地の無償提供や建設費の一部補助などを行ってまいりました。また、現在建設中の蓄電デバイス開発研究センターも同様であります。

さらには、町中サテライトキャンパスへの支援、山形大学産業研究所への研究奨励の支援と委託研究、米沢工業会国際交流事業への支援、ジェトロを介したドイツのザクセン州の調査活動、さらには、産学官に金融、労働、医療を加えた幅広い分野の連携であります米沢ビジネスネットワークオフィスでの活動などがあります。

人事の交流としては、平成22年度から3年間、本市職員を1名山形大学工学部の国際事業化研究センターに派遣してまいりました。一方、山形大学工学部からは、平成16年度より本市の参与制度によって教授1人来ていただいて、各種行政問題の解決や山形大学との橋渡しの役割

を担っていただいております。

また、小学生を対象にしての新エネルギー教室、少年少女発明クラブ、モバイルキッズケミラボなど、山形大学工学部の先生方と連携しながら毎年開催をいたしております。

続いて、米沢女子短期大学、米沢栄養大学（仮称）との連携ですが、まず米沢栄養大学（仮称）の設置支援を昨年度から行っております。具体的には、開学準備室への職員1名の派遣と建設費等への財政支援であります。

次に、両大学共通の連携事業としましては、産学官連携で組織されております学園都市推進協議会の各種事業、米沢産業育成運営委員会、学生と市民の交流のきっかけづくりを担うセカンドホーム事業などがあります。

また、今月末に、なせばなる秋祭りが行われますが、ここでの棒杭市、伝統市、昔遊びのコーナーの企画運営などにおいても両大学の学生グループで構成されております「アクセルリンク米沢」が先導的な役割を担っております。

また、「アットストリート」という両大学におけるサークルでも商店街と学生をつなぐ活動に取り組んでおり、産業まつりや鞆町のドラマチック戎市など、商店街が関係する活動において連携が図られています。

続いて、新たな連携事業の模索についてお答えをいたします。

今まで連携を行ってきました山形大学工学部の有機エレクトロニクス分野での連携をさらに推し進めてまいりたいと思っております。何といたっても、山形大学工学部は米沢の産業発展の原動力でありますので、有効に活用していくということが大事だと思っております。

平成26年の4月には、県立米沢栄養大学（仮称）が開学をいたしますが、こことの連携も図ってまいります。米沢栄養大学（仮称）は、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を有し、短期大学から4年制大学になることによって質

と量の両面において強化が図られますので、今までとは異なる視点からの連携が可能になるものと考えています。米沢は、従来より食物や食文化が豊かなところでありますので、そういう米沢の特性を生かしてさまざまな事業ができるものというふうに期待をいたしております。

また、両大学との連携において、平成23年度からものづくり産学連携専門員1名を配置し、山形大学工学部及び米沢女子短期大学と市内企業とのコーディネート業務に取り組んでおります。これは、大学が持っている技術、アイデア、人材、設備などと市内企業が求める需要、ニーズとの組み合わせを行うものであり、専門員が直接大学と企業の双方を訪問して面談しながら、何かしら新たな連携ができないかと常に模策をしているところです。

このほかにも、産業支援といった面から、地域の高等教育機関である両大学との連携を模索してまいりたいと考えています。

再生可能エネルギーについても、本市の地域特性に合った再生可能エネルギーへの芽出しや事業化、導入についても、山形大学工学部と共同で研究していきたいと考えております。この秋にもその検討を開始する予定となっております。

最後に、市民と学生の連携についてお答えをいたします。

これまでも述べてまいりましたように、大学とまち、あるいは大学と行政が連携をしてさまざまなことをやってまいりましたが、市民と学生が連携してまちづくりを行うという新たな芽が出ております。

これは一例ではありますが、山形大学工学部の国際交流会館が位置する町内会、具体的には林泉寺の一丁目、二丁目町内会ではありますが、ここでは少子高齢化により地区運動会への参加者が減り、運動会に勢いがなくなってきたという悩みを抱えておりました。そこに、工学部の外国人留学生が多数参加するようになり、大変盛り

上がったという話を聞いております。また、堀立川周辺の河川美化活動において、町内会とともに学生のボランティアグループが協力して草花を植えたという話もお聞きいたしております。

このように、学生が直接個人の資格で町の活動に参加をしているという新たな好ましい例が出てきております。

こうしたことをヒントにして、商業の活性化や中心市街地の活性化といった視点からも、町なかに学生を初め多くの市民を呼び込むにはどうしたらいいのか、両大学と学校という組織を通じた連携だけでなく、先ほどの運動会やあるいは河川清掃などのように、直接学生に呼びかけをすることができないかどうかとも検討してまいりたいと思っています。

先ほどの御質問に、米沢規模のまちで今度は大学が3つもできてという、大変恵まれているというお話がありましたが、全くそのとおりだと思います。そして、単に学校がある、学生がいるというだけでなく、その学校とまち、学生とまちの関係は、従来からそうだと思いますが、近年はなお一層良好な状況にあると認識しております。ですから、今後とも栄養大学を含めた3つの大学が本市にある意義、そして強みというのを十分に生かしながら、大学の持つ機能が十分に発揮されて、地域市民と大学学生の相互利益につながるよう、大学とも密に意見交換をしながら推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、保育施設における食物アレルギー対応についてお答えいたします。

現在、食物アレルギーを持つ児童は、認可保育所に90人、認可外保育所に12人、児童センターに3人、幼稚園に24人、児童福祉施設等合計で129人の児童がおります。

現在、エピペンの使用の依頼が保護者からないことや、入所時などに確認する病歴の確認においても保護者からの申し出がないことから、今のところエピペンを使わなければならないアナフィラキシーショックの状態になる児童はいないものと思われます。

食物アレルギーが原因による事故などにつきましては、各保育所に確認をしましたところ、じんま疹などの症状がほとんどで重篤な事例がなかったことから、保育所等では、病状が出た場合は保護者へ連絡し受診していただくという対応になっております。

次に、エピペンの使用であります。

平成23年度に厚生労働省が策定した保育所におけるアレルギー対応ガイドラインによりますと、緊急時にはその場にいる保育者が注射することが必要な場合もあり、保育所等において緊急の場合は保育者が注射することも想定の上、保育所職員全員の理解を得て、保護者、嘱託医との十分な協議を行った上で連携体制を整えることが必要とされております。

このことから、市としましても保育所におけるエピペンの使用につきましては、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに沿った形で対応していくことが必要と考えております。

また、県内では、厚生労働省、山形県共催の学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会も開催され、エピペンの実習も行われるなどのアレルギー対応の講習会も行われていることから、さまざまな講習会の案内につきまして、各保育所等への情報提供を積極的に進めてまいりたいと思います。

現在のエピペンの使用の対応であります。これまで実際保護者から依頼された事例はありません。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインによりますと、エピペンはまず医師の処方が必要となります。その処方されたエピペンを保護者が持参し、一時的に保育所等が保管した

場合の使用につきましては、保護者との面接により緊急時の対応について十分に確認し合い、初期対応などを記載した緊急時個別対応表などを作成し、定期的に確認することが必要とされております。このようなことから、このガイドラインに沿った体制づくりなどの周知、対応を図っていく必要があるものと考えております。

次に、今後の食物アレルギー対応についてであります。保護者、保育者、嘱託医との組織的な対応が不可欠で、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインにおきましても、それぞれの果たす役割について明記されております。市の役割につきましては、各保育所等における個々の対応を行うのではなく、保護者、保育者、嘱託医を含めた地域の中で周知や情報の共有が図れるよう支援し、調整していくことが必要であると考えております。

保育所等において食物アレルギーによる事故を起こさない対策につきましては、まずは誤食による発生要因をなくすことが重要であると考えております。具体的には、食物アレルギーの症状を起こす食材及び児童名などが記入された配膳カードを作成し、調理、配膳、食事の提供時に複数のチェック体制をとるなど、誤食事故をなくすためのマニュアルの整備が必要です。これは、各保育所におきまして同様の体制がとられていることを実地監査等で確認をしております。

次に、食物アレルギーによる事故が起きた場合の対応ですが、事前に保護者から得ている病歴等の児童の情報について、エピペンを一時保管するときと同様に、保護者と面談の上、緊急時の対応について十分に確認し合うことが重要となってまいります。この点につきましても、各保育所等において児童の病歴等に関する情報の確認に努めていることを確認しております。

以上により、適切なアレルギー対応に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、海老名市議員の御質問のうち、小中学校における食物アレルギーの対応についてお答えをいたします。

まず最初に、食物アレルギーの現状把握についてお答えをいたします。

食物アレルギーを持つ児童生徒につきましては、小学校137名、中学校93名の合計230名となっております。そのうち、エピペンを所有している児童生徒は小学生のみの2名であります。

また、ここ3年の間に、学校給食を起因とした食物アレルギーと見られる症状を起こし受診した児童生徒は2名おり、2名とも小学生で、大事には至りませんでした。

また、小中学校における食物アレルギーを持つ児童生徒に対する給食の対応につきましては、原則として除去食の対応を行っているところであります。また、食物アレルギーの程度にもよりますが、学校と保護者が十分に話し合いをし、給食ではなく弁当を持参されるケースもあります。

なお、誤食による事故を避けるため、現在米沢医師会の全面的な御協力を得て、本市独自の学校給食における食物アレルギーの対応マニュアルを作成中であります。

次に、エピペン使用に関する研修会についてお答えをいたします。

毎年実施をしております普通救命講習会において実施したところであります。本年5月に各学校より1名以上の参加を得て、エピペンに対する正しい知識とその使用方法について研修を行いました。その後、5月から6月にかけて、各学校を会場として教職員に伝達講習を実施したところです。

また、10月には、文部科学省と県が主催するアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の中でエピペンの実習が組み込まれており、本市では20

名を超す教職員が参加をいたします。

そのほかにも、8月に実施をしました中学校養護教諭部会では、米沢市立病院の岡田副院長より食物アレルギーの講話とエピペンの打ち方について、練習用トレーナーを使用し講習を受けたところであります。

さらに、米沢市医師会の御配慮により、近日中にエピペン使用方法のDVDについて全小中学校分の御寄附を受ける予定であります。

最後に、今後の食物アレルギーへの対応についてお答えをいたします。

議員も述べておられるとおり、食物アレルギーを持つ児童生徒は、今後もふえることが予想されます。本市教育委員会では、先ほど申し上げましたとおり、米沢市医師会より全面的な協力を得て学校給食における食物アレルギーへの対応マニュアルを現在作成しているところであります。そのマニュアルの中で、万が一誤食などにより食物アレルギーと疑われる症状が起きた場合、その初期症状を例に挙げ、1つでも該当する症状があればエピペンを打つような内容を掲載する予定です。

なお、現在エピペンを所有している児童が在籍している学校におきましては、エピペン練習用トレーナーを使用し、的確なタイミングや場所にエピペンが打てるよう、全教職員が研修を行い、もしもの場合に対応できるようにしています。

食物アレルギーにつきましては、昨年度東京都調布市において乳製品にアレルギーのある児童が、当該食材の入った給食を食べ、アナフィラキシーショックと見られる症状を起し死亡するという、大変痛ましい事故が起きたことは記憶に新しいところです。本市といたしましても、その事故を教訓に、適切なマニュアルの運用により食物アレルギーへの対応を行いますので、今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 御答弁、ありがとうございました。

質問の順序に従いまして、再度聞かせていただきたいと思います。

まず、1つ目の山形大学工学部、そして米沢女子短期大学、これからはそこに栄養大学も入ってくるということなんですけれども、こちらの連携について伺いたいと思います。

従来のところ、その関係というようなところにおいては、やはり恐らく我々だけではなくて、市民の方も一番米沢市と山形大学工学部との関係においてすぐびんと来るというものということであれば、先ほど市長からも答弁があったとおり、有機ELへの支援ということがまず真っ先に思い浮かぶのではなかろうかと思います。今週の金曜日には、イノベーションセンターも開所されるというようなこともありますし、これからは蓄電デバイスセンターも入っていくというようなことで、ますます米沢における有機ELというものが全国でもどんどん注目度を高めていく状況にあるということについては、市も市民も議会も皆一致しているところではないかというふうに思います。

今後のところについても、やはり市長は、山形大学工学部のところにおいて第一にこの有機EL支援の継続であるということもおっしゃいました。これもやはり必要なことだと思います。ただ、聞き取りの中でもちょっとお話をさせていだいたのですが、これはあくまでも米沢市から山形大学工学部に対する支援という形で、どんどん今までもやってきました。現在もやっている。今後もやっていくということだと思います。これはこれで、いわゆる市が地元にある大学に対する支援という形では、一つの形としてあっていいものだというふうには理解しております。

ただ、今回私が特にお伺いしたいのは、いわゆるお互いに連携をして何らかの事業を行っていくということがこれから必要なのではないかと、いうことを申し上げた。というのも、この山形大学工学部の有機ELに対する支援ということは、先ほども申し上げたとおり、市民も非常に周知度の高い、認知度の高いものだというふうに思います。しかし、残念ながら、どこか雲の上のような存在と言っていいんでしょうか。

確かに、有機ELというものが今山形大学工学部でさまざまな研究がなされていて、市の支援のもとにいろんな施設ができ上がっているようなことは御存じのようです。ただ、残念ながら、それがまだ身近なもの、例えばその研究センターもしくはこれから事業化されるであろうところで、近所の息子、娘が就職したんだとでもなれば、これはぐっと身近なものになってくるということだと思います。ただ、この事業化についてはまだまだ時間がかかるということです、これはまだ先の話ということにならざるを得ないと思います。

そこで申し上げたいのは、先ほども学生のボランティアなどによって市民との交流も図られているということではあるんですけれども、市が山形大学工学部もしくは米沢女子短期大学、これからの栄養大学、そういったところと市が前面に出ていったところでのいわゆる連携事業、それが市民にもっと伝わるような形で行っていくことが必要なのではないかと、いうことなんです。なぜかといいますと、山形大学工学部の本当にお膝元である、先ほどもお話がありました林泉寺の一丁目、二丁目とか、城南の何丁目とかというところの方々は、やっぱりいつも常に目の前で学生が行き来をしている、大学に近いというところでの意味合いからいけば、非常に意識も高いものがあると思うんです。これは米沢女子短期大学のある通町のほうも一緒だと思います。

しかし、市全体で見ていった場合に、どうしてもその学生、もしくは大学というものに対しての距離感というものがどこかにあるのではないかと。距離感なんて別にあったっていいんじゃないかという話もあるかもしれませんが、せっかくこれだけの大学があるわけですので、変な言い方ですけども、どんどんやはり利用していく、こちらも利用していただく、市側も利用していただくと。相互に、言ってみればウイン・ウインの関係になれば、そこで本当の私は連携事業というのが出てくるのではないのかなと思うんです。一方的に、こちら側だけが支援をする、向こうから一方的に提供してもらうということだけではなくて、お互いにそこには共通した何らかの利益が生じる。こちらがやることによって、市も何かのものが得られる。山形大学工学部、米沢女子短期大学も、市から受けることによって、利益を受けるんだけど逆に何かを返していくというところが、これからの連携というものに当たっては必要なのではないかなと思うんですけども、そのお互いの部分について、今後の連携を考えた場合には、市としては何か具体的なものとか、そういったお互いさまの部分というところなんです。その辺についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 壇上からの答弁の中では、有機エレクトロニクス研究に対する支援、それから栄養大学の設立に向けての支援についてお話をしてきたわけでありましたが、当然ながら、行政側からの支援については、要するにバックといいますか、見返りという表現はよろしくはないかもしれませんが、地域産業を振興していくんだというふうな部分での期待を申し上げながら支援をしているわけでありまして。ようやっとイノベーションセンターも開所にこぎつけて、これから事業化に向けての研究が進んでまいります。県外の企業が何社もあそこのラボに

入っていきながら共同研究を進めていくわけです。

そうした中で、これから私どもが期待しておりますのは、その技術の地域への移転、それから新しい産業が行われる場合の地元の参画、そうしたものについての期待が非常に大きいわけがありますので、改めてこの部分については大学のほうとも十分に協議をしながら、行政として企業誘致、雇用の拡大に結びつけていけるような仕組みづくりが課題になってまいります。

今回の経済産業省の事業化を進めるに当たっても、要するに財政的な支援だけではなくて、機能的な連携、こうしたものが前提になってこの事業を採択いただいておりますので、次なる段階に来ましたならば、必ずそういうふうな格好での連携を具体的に図っていきたいというふうに思っております。

それから、栄養大学につきましても、今までになかった食関連の高度な技術、そうした人材を養成していくことのほかに、やはり米沢市内の食にかかわる産業にどうやって大学の技術を浸透させていくか、連携をさせていくか、こういった部分も課題になりますので、これも商工会議所等と連携をしながら具体的に企業ニーズ、産業ニーズに合わせた大学の研究のあり方についても大学側と協議をしていきたいというふうに思っております。

それと、やはり大きな問題になってまいりますのは、そうした大学が技術的に地域の産業のほうに貢献していただくというのはもとよりありますが、そこから輩出されます有為な人材、これを地元はどうやって定着をさせていくかというのが次の大きな問題になってくるんだろうというふうに思っております。

管理栄養士を養成した後においても、やはり地元に着定をさせていくような出口のほうのシステム、これについても商工会議所や大学、さらには場合によっては県ともじっくりと協議をさ

せていただきながら、定着に向けた仕組みづくり、協力できるところは米沢市も積極的に協力をしていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今までの言ってみれば資金的な支援というところから、今後は機能的なお互いのところを探っていくということにおいては、ぜひとも山形大学工学部に支援したことによる、先ほど部長もそこからの見返りというのはどうかという言葉はありましたけれども、私はあつてしかるべきものだと思います。やはり、地元の大学で世界に先駆ける研究をやるというのは、これは非常に名誉なことですからそれはそれでいいんですけども、実際お金がそこには動いていると。当然、市からもきちんとした税金も使った資金援助がなされているということからいけば、これは当然何かしらの見返りという、私もその見返りという言葉がいいのか当たっているのかわからないですけども、でもそれがやっぱりお互いさまというところだと思います。

これからは、大学といえども、既に独立行政法人としてやってらっしゃるわけですので、言ってみれば非常に企業経営的な感覚を今大学側でも身につけられ始めているという状況だと思います。そういうところからいけば、いわゆる産学、産業界と大学との連携事業というのは全国でも万単位であると。そこから生み出されているものも数多くあるというのは、これはもう既に報告がなされているところです。

しかし、ここに官が入っていった場合に、どういったことができるのかというのが、実は昔から産学官連携という言葉はありますがけれども、実態としてではどれだけのものがそこででき上がってきているのかというと、これは数としてはかなりぐっと少なくなってしまうという状況にあります。これを、言ってみれば米沢くらの規模だからこそ、できるものがあるので

はないかということなんです。

横浜市あたりも事例を見てみますと、あちらは大学の数も尋常じゃないくらい多いので、市役所の中に大学との連携をするための部署を1つ完全に独立して設けて、そこで年がら年中大学との連携事業について模策をするということをやっていて、年間で100件単位の事業を組み込んでいるという報告もあります。

しかし、片や300万都市ですから、こちらとどうだ、こうだと比較するような話ではありません。しかし、実は全国で見えていくと、米沢と比較的近い人口10万人前後の都市にあるにもかかわらず、これは関東の都市ですけれども、大学が3つほどあると。その大学とそれぞれさまざまな連携をして事業をやっていると。これを市民にフィードバックするような形でどんどん出しているというところもあります。

そういった点からいくと、この8万人ちょっとの人口のところに、実質3つということになるわけですね、今度栄養大学ができるということになれば。これは非常に希有なところだと思います。特にこの東北地方にあっては。首都圏近辺だと比較的そういう都市はたくさんあるんですけれども、こちらのほうでは1つの都市にそれだけの大学が集中するというのはなかなか珍しいことだと思います。その財産をもっと活用すべきではないかということなんです。

先ほど部長も、有機ELに関しては非常に今後機能的なやりとりもできるはずだと。そこに持っていきたいというところはわかるんですけれども、言ってみれば、それ以外の部分でも何かしらできないかということなんです。今後の連携ということを考えた場合に、さまざまなところで協定というものが結ばれていると。協定を結べばそれでいいのかというと、実はこれもさにあらずで、協定は結んだもののその後の実が何もないという事例もたくさんあります。でもそれではいけません。

しかし、例えば地元で工学系のあれだけの専門の知識が集中している場所があると。今度は食に関する栄養大学ができる。そういったことを考えた場合に、そこから何か市と連携することによってできてくるものがあるのではないかということを考えた場合に、これは提案なんですけれども、これが連携事業、事業という形になるのかどうか分かりませんが、先日も大雨で県内でもいろんなところで災害が発生しました。米沢はなぜか水害にも遭わず、水道も濁らず、電気もとまらずという、まさに毎回奇跡的なまちであるわけなんですけれども、これがずっと続く話でもないと思います。そういったことを考えた場合に、災害発生時における地元大学との連携協定というのは、私は一つあってもいいのではないのかなと思うんです。

せんだっての質疑の中でもありましたけれども、市内の小中学校とか高校なんかも含めてですけれども、避難所に指定されている。大学もそうです。しかし、単なる避難所という形ではなくて、そこには小・中・高校にはない機能があるわけですね。そういったところを含めて、市としてそちらの部分を使った何らかの具体的な連携、その場合は、はっきりいってこれは協定をやっぱり結ばないと、口約束で「何かあったときよろしくお願いしますね」、「はい、わかりました」という話ではないと思います。防災であるとか災害発生時における地元大学との協定というものも、一つ私はあってもいいのではないかと思います、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 最初の議員の御質問の趣旨としては、包括的な地元自治体と大学との協定、こういったものかというふうに思っておりますので、そういう中では、現在米沢市においては、両大学もメンバーに入っている学園都市推進協議会という受け皿もしっかりとありま

すし、これまで申し上げてきたような具体的なプロジェクトを進めながら実際に連携の事業を取り組んでいるというふうな実績を考えると、これからまだ勉強させていただくタイミングかなというふうに思っておりましたが、今御質問にあるような、特定のさまざまな多角的な視点に立って、こうした場合には大学と自治体が協定があったほうが、行政との約束事があったほうがいいのではないかというふうな視点も、確かに必要性については認識をさせていただきました。全国でさまざまな協定が結ばれているわけですが、その中身について少し勉強させていただきながら、今後検討をさせていただければというふうに思います。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 壇上では、連携協定についてはそんなに簡単にできないだろうということを自分で言うておきながら提案するというのも反則かもしれませんが、でもぜひともそういうところも、先を見据えたところもこれからやっていかれるということですので、目の前にある言うてみれば危機じゃないですけども、危機というのはいつ来るかわからない話ですので、そういった部分に対応できる連携というものも、ぜひともこれは前向きに考えていただきたいと思います。

続きまして、保育施設と小中学校における食物アレルギー対応について聞かせていただきます。

保育施設のほうに関しましては、認可、無認可、公立幼稚園と非常に多岐にわたってのところを調べていただきましてありがとうございます。やはり非常に人数としては結構いらっしゃるなと。食物アレルギーを持っていらっしゃるという部分においてなんですけれども、あるということがわかりました。

こちらにおいては、今後はエピペンの使用も含めて、いわゆる厚生労働省で示しているところのガイドラインに沿った対応をしていきたいと

いうことだったんですけれども、その中で情報提供を積極的にやっていきたいという部長のお言葉がありましたが、これが本当に大切だと思います。情報提供というよりも、米沢市としては、厚生労働省のガイドラインはこうなんだけれども、これにきちんと沿った形でこうこうこうやりますと。言うてみれば、事細かいところまできちんとした指導なり指示なりを出していただきたいと思うんです。やはり、今の段階では、そろそろ講習会とか研修会が始まっていますので、各保育所であるとか幼稚園なんかでも食物アレルギーに対する対応についてはある程度のところまでは情報が行き渡っているというところなんですけど、では米沢市としてそれに対してどういうバックアップをしていくのかというところをもっと明確に密に出していただきたいと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野幸健康福祉部長 指導体制をということでございます。現在のところは、先ほど述べましたとおり、情報提供というふうな段階なんですけれども、先ほど壇上でも御答弁申し上げましたように、これら児童福祉施設に関しましては、実地監査というところでそれぞれの視察を行っております。したがって、今現在のところ、特に取り出してこの食物アレルギーという部分、監査の中で大きく取り上げている部分ではないんですけれども、そういった機会を利用しながら、議員お述べのように、指導という形になるかなんですけれども、お出ししている情報の確認とか、実際の具体的な事例、改めてそういったそれぞれの施設を確認させていただいて、足りなければ情報提供といったものを行ってまいりたいというふうに思います。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 先ほどの答弁の中で、児童の情報の確認をしていくということを答弁

の中でもおっしゃっていましたが、せんだっての山田議員と教育長とのやりとりの中で、児童保健調査票というのが米沢市としてはあるんだということがありました。ここに結局そのお子さんの詳しい病歴であるとか、かかりつけのお医者さんであるとか、どういう症状なのかとか、薬は何かとか、さまざまな情報がそこに入っているはずなんです。こういったものは、小中学校も当然なんですけれども、それこそこういったもっと小さいお子さん、乳幼児、こちらこそもっと必要だと思うんですけれども、具体的なそういった調査票とかというのはお持ちの上での情報確認ということなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 情報カードにつきましては、せんだって山田議員から小学校の事例ということで拝見いたしました。それで、児童福祉施設はどうなのかということなんですけれども、申しわけございませんが、まだそれを具体的に具現化してそういったカードをつくっているというふうな状況ではございません。先ほど申し上げました厚生労働省の対応ガイドラインのほうに、実は山田議員がお述べであったそういった情報カードに類するものの児童福祉施設版というものが使用例も含めて記載されております。したがって、私どもとしては、そのガイドラインに沿ってそれを具体的に運用するような方向で、今後現場のほうに落としながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） その辺のところが、言ってみれば具体的で密な情報提供と情報確認だと思います。ぜひともそういった個人的なものになりますけれども、個々についての情報というのを市のほうでもきちんと確認をしていくということが、即座に対応していくという意味でも必要になると思いますので、ぜひその対応を早急にやっていただきたいと思います。

それから、小中学校のほうについてなんですけれども、今まさに対応マニュアルを作成されているということで、これについては文科省のもので早急にやってくれということでの通達を出されているようです。ですので、まさに今これからさまざまな研修であるとか、伝達講習も含めてされていくということですので、これからというところなんでしょうけれども、この対応マニュアルについて、給食も当然含んでのところになるかとは思いますが、先ほどたしか除去食の対応でされている、一部は弁当というようなこともあったということなんですけれども、代替食とかそういったところの、いわゆるレベル4と言われるところらしいんですけれども、そういったところの部分についての対応も含めて考えておられるということでしょう。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 対応についてですけれども、保護者のほうに成分表もお渡しして、うちの子供はこれが食べられないということで、これは除去してほしいと。そうした場合に、保護者のほうからかわりのものを持たせていただくというような形で対応しております。学校でいわゆる対応食まで準備できればいいんでしょうけれども、そこはなかなか、いろんなアレルギーのお子さんがございますので、除去するところで精いっぱい、それにかわる給食をつくるというところまでは難しいですし、今回のマニュアルにも対応食の準備まではしてございません。あくまでも米沢市では除去をするという形で対応していくということで考えてございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 現在のところは除去食で対応すると。どうしてもという場合には、保護者の方の弁当ということですので、おおむねそこでの対応ということで私も可能ではない

かと思うんですが、私も専門家じゃないので何とも言えないんですけども、やはり全国的な事例なんかを見ていきますと、レベル4と言われる代替食の対応という部分についても、給食の中で対応されているというところもあるようではあります。そういったところも含めて検討していただいて、これからの対応マニュアルを考えていただきたいということがまず一つと、あとそれから、やはりエピペンについては、ちょっとほっとしたのが、今お子さんとしては2名いらっしゃるということで、2名でももし万が一のことがあれば、これは数ではないと思うんですよね。1名でもいらっしゃれば、それは何としてもやらなければいけないというところだと思うんです。ただ、これはやっぱり現場も、私もこれは幼稚園の先生と小学校の先生に聞いたんですけども、正直怖いというのが本音だと。何とかしなければいけないというのはわかるけれども、怖いと。果たしてちゃんと打てるのかとか、打って本当に大丈夫なのかとか、その辺のところは、研修では聞いていても実感として湧かないというところがあるので、対応マニュアルをつくることも大事ですけども、ぜひとも現場の先生方、職員の方々、こういった方々に対する実地の研修ですよね。エピペンの練習用のトレーナーも置かれるということですけども、ぜひともそのところを教育委員会が主となって責任を持って指導をしていただきたいと思いますので、ぜひともその点を返す返すもお願いを申し上げて、私のほうからの質問を終わらせていただきます。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を午後3時20分といたします。

午後 3時10分 休 憩

午後 3時20分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長
することに決まりました。

次に進みます。

一つ、（独）中小企業基盤整備機構の未分譲用
地の取得について外1点、19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○19番（中村圭介議員） 9月定例会最後の質問
者となりました。一新会の中村圭介です。

3日間にわたっての一般質問で、議員の皆様も
そして当局の皆様も大変お疲れのことと思いますが、皆さんの疲れが吹き飛ぶような質問にな
るかわかりませんが、今回も思いを込めて精い
っぱい質問させていただきますので、最後まで
のおつき合い、どうぞよろしくお願いいたしま
す。

それでは、早速質問に移りたいと思います。

今回の質問は、独立行政法人中小企業基盤整備
機構の未分譲用地の取得についてと市民が主体
的に活動できる環境づくりについての2点につ
いて伺います。

最初の1点目、独立行政法人中小企業基盤整備
機構の未分譲用地の取得について伺います。

市民の皆様には余り聞きなれない名前かもしれ
ませんが、独立行政法人中小企業基盤整備機構
は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定
めるところにより、平成16年7月に設立された
独立行政法人です。この中小機構は、主に3つ
の柱を掲げて事業に取り組んでおります。

1つ目が、創業・新規事業展開の促進、2つ目が経営基盤の強化、3つ目が経営環境変化への対応です。これらの事業に加えて、あらかじめ終期を明確にした産業用地の提供等の期限付き業務、つまり米沢八幡原中核工業団地や米沢オフィス・アルカディア等の全国で行われている産業用地分譲事業の4つの事業に整理され、業務が推進されております。

そのうち、産業用地の提供等の期限付き業務が法令により定められている平成26年3月31日までにその業務を終了することとなり、その期限までに機構が所有する産業用地が売却され、自治体等の新たな土地所有者に事業主体が変わっていくことになります。

それに伴い、本市では、この産業用地分譲業務を継承し、団地造成本来の目的を達成させるために今定例会に産業用地取得に要する費用5億6,000万円を計上されているわけですが、今回の質問では、この取得をきっかけに本市の企業誘致施策がどのようなビジョンを描き、どう改善されていくのかといったことを伺いたいと思います。

企業誘致は、申すまでもなく、雇用創出や自主財源の確保、地元への経済波及効果に即効性があり、地域振興に寄与する極めて重要な事業です。しかし、現状では、アジア諸国を初めとした新興国に対する新たな市場への期待や安い人件費が相まって、国内企業の海外流出が一層加速し、国内産業用地の需要は減少を続けております。

また、山形県の産業立地室のホームページで紹介されている現在分譲中の県内主要工業・業務団地一覧を見ても、23件の工業団地が掲載されており、約200ヘクタールの産業用地がまだ未分譲となっております。200ヘクタールといっても私自身イメージがつかめなかったもので、東京ドームの面積で換算してみたところ、約42個分という広大な面積でありました。

このような状況で、米沢に新たな企業を誘致してくることは、並大抵のことではありません。ましてや、中小機構の産業用地を本市で取得することになれば、固定資産税等の約3,000万円の税収がなくなり、さらに維持管理費として年間500万円が必要になると伺っております。つまり、これまでと比較しても年間当たり約3,500万円の費用が本市財政を圧迫することになるわけです。

企業誘致に対する市民の期待や関心は今後ますます高くなるものと思いますが、残念ながら結果がなかなか出ていないこれまでの取り組みを継続したのであれば、分譲完了というゴールにたどり着くことはできないでしょう。ついては、この産業用地取得をきっかけに、午前中の堤議員もおっしゃっていましたが、企業誘致戦略の抜本的な見直しが必要なのではないかと考えます。

企業誘致戦略の見直し、緊急性、重要性を皆様に再認識いただけるように自席からも幾つか伺いたいと思いますが、壇上からの質問は3点です。

まず1点目、中小企業基盤整備機構の未分譲用地を取得した場合、しない場合のメリット、デメリットについてお知らせください。

2点目、他の分譲地と比較して当分譲地がすぐれている点について伺います。つまり、何をセールスポイントと捉えているのか、差別化できる部分はどこなのかといったことをお知らせください。

3点目、新たに取り組む戦略的な誘致活動について伺います。委員会、市政協議会で配付された資料では、本市における用地取得後の「企業誘致の方針」では、産業用地の取得に当たっては、平成26年度から平成30年度の5年間を企業誘致の重点期間と位置づけ、新たな産業の牽引となる企業の集積を目指し、研究開発エリアや企業誘致エリアを特定し、誘導業種を選定した戦略的な企業誘致を推進しますという力強い決

意表明がなされているわけですが、平成26年度から平成30年度の5年間を企業誘致の重点期間と位置づけるだけの戦略的な企業誘致とはどのようなものなのか。新たにに取り組む戦略についてお知らせください。

続いて、市民が主体的に活動できる環境づくりについて伺います。

各自治体においてまちづくりを推進する上で重要なものといったら、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。この問いに明確な答えはありませんが、私は「協働」、この言葉を思い浮かべます。近年、この協働という言葉が行政運営を進めていく上で多様化する地域課題解決のために必要なものとして唱えられるようになりました。協働の明確な定義は存在せず、さまざまな解釈で広く使われているようです。本市はどうでしょうか。

平成21年に制定された米沢市協働推進条例の前文、前段で協働についての考え方をこのようにうたっております。

本市を取り巻く社会情勢が変化し、今までは地域で解決することができた問題がその地域に住む人だけでは解決が困難な状況や、市が行う事業等が必ずしも問題の解決につながっているとは言えない状況が出てきました。そこで、市民または市が単独では対処し切れない問題の解決を図りよりよい結果を得るため、市民と市とが地域の問題と取り組むべき課題を共有し、ともに行動するという「協働」の考え方が必要になってきました。

以上が条例の前文となりますが、円滑な行政運営や自治力の向上、さらなる市民生活の充実を図っていくためにも、市民、行政との協働は極めて重要な取り組みだと思えます。一方で、この協働を双方で深く理解して実際に行動に移していくには、相当の労力と時間が必要になることも大きな課題となります。

しかしながら、タウンミーティングやまちづく

りワークショップへの参加、ボランティア活動や各種イベントの企画、立案といった形で、協働への取り組みに向けた第一歩を踏み出される市民の方々が年々ふえているようにも感じます。まずは、こういった市民活動に参加、参画することでやりがいや楽しさを感じることができ、市民協働に向けた意識の向上や土壌づくりが進んでいくものと思います。

こういった市民活動を今後もサポートしていくべきという強い思いを持って、ここで壇上最後の質問です。

こういった幅広い市民活動を支援すべく実施される米沢市市民公益活動支援補助金について、これまでの実績についてお知らせください。また、条例で定義づけされている協働のうち、これまで認定された事業に対して本市の役割はどのようなものがあるか、具体的な例があればこちらもお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、中小企業基盤整備機構の未分譲用地の取得についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、市が用地を取得した場合、しなかった場合のメリットとデメリットについてお答えをいたします。

市が取得した場合のメリットであります。市の方針に沿った業種の誘導や土地の利活用ができることによって、これまでどおり産業政策に基づいた拠点整備を継続して進めることができます。

具体的には、米沢オフィス・アルカディア西側を研究開発エリアとして、山形大学工学部と連携を図りながら産業化に向けた研究開発施設や民間の研究所の集積等を今後も行っていくこと

ができます。東側につきましても、産業政策に基づいた誘導業種の集積を図ることができます。

また、政策的に立地した米沢商工会議所の地域産業支援センターであります、米沢オフィス・アルカディアにおける創造支援施設として事業目的に沿った形で運営を続けていくことができます。

米沢八幡原工業団地につきましては、既存企業の生産活動に支障のないような配置調整を行うことができます。また、研究から生まれた新たな産業の用地としての利活用を進めていくことができます。

さらに、土地の分譲方法を市で決めることができるようになりますので、分譲価格や賃貸借の料金などの設定も市が直接決めることができるようになります。また、今回安い価格で分譲用地を購入することによって生ずる販売価格との差益を利用して、助成金制度を見直し、優遇措置の大幅な拡充が可能となることなど、取得した場合の大きなメリットとなります。

これらのメリットは、逆に市が購入しなかった場合のデメリットにもなっています。

市が購入した場合のデメリットとしましては、御質問にもありましたが、分譲するまでは土地の固定資産税が課税されないことや維持管理費が発生することが挙げられます。

次に、市が取得しなかった場合のメリットであります、民間事業者等が取得した場合には、継続して土地の固定資産税の税収があり、市の維持管理費用は発生しないなどが考えられます。

市が取得しない場合のデメリットとしましては、民間業者等が所有することとなり、特に米沢オフィス・アルカディアの準工業地域に関しては、米沢オフィス・アルカディア事業の目的である産業政策に基づいた拠点整備を進めることができなくなります。

また、民間業者に譲渡される場合、今回の提示価格が下限になることから、その後の転売価格

が安値となる危険性があり、既存企業の資産価値や周囲の土地の評価に大きな影響を与えることが懸念されます。

また、入札に付して買い手がつかない場合は、国に現物納付することになっており、その場合は国有地として非課税扱いで固定資産税の収入がなくなります。

さらに、将来再び産業用地が必要となった場合であります、本市で新たに団地を造成することは用地の確保や財政的な面などを考慮すると相当困難であることが予想されます。

次に、他の分譲地と比較し本市の団地がすぐれている点ですが、第一に山形大学工学部の存在があります。4月に完成し今月から本格的に稼働する有機エレクトロニクスイノベーションセンター、ことしの秋に完成予定の（仮称）蓄電デバイス開発研究センター、さらにはスマートハウスの計画などがあり、基礎研究については山形大学工学部キャンパス内で行われ、米沢オフィス・アルカディアにおいては、実用化、事業化に向けた応用研究が多く、民間企業と共同で行われています。本市には、国内はもちろんのこと、世界各国から著名な研究者を初め多くの技術者が集まる研究開発拠点となっていることが最大の特徴であると言えます。

次に、首都圏に近いことが挙げられます。新幹線で東京から最速では2時間を切るところに米沢は位置しており、4年後には福島～米沢間の無料区間の高速道路の開通により、そのインターチェンジのすぐそばに両団地が位置するなど、特に物流拠点としての立地条件は非常に有効であると考えています。

また、米沢地方は、東日本大震災でも示されたことですが、自然災害に強いという特性を備えています。

さらに、地元から従業員を雇用している企業においては勤務状況などが高く評価され、労働力が確保できる地域として位置づけている企業も

あって、その点もすぐれているところであると認識しております。

企業誘致に行って経営者の方々と話をしますと、米沢から高校生を採用すると、少し失礼な話かもしれませんが、都会で採用するよりも地元米沢の高校生が真面目で一生懸命ですばらしいといつも褒められております。

続いて、新たにに取り組む戦略的な誘致活動ですが、5年間を企業誘致重点期間に位置づけ、今まで以上に強力な誘致活動を実施してまいります。

第一に、激しさを増す海外競争への対応のため、付加価値の高いものづくりを目指す基盤としての研究開発拠点の整備を進めていくため、山形大学工学部との勉強会を新たに立ち上げます。山形県や米沢商工会議所と連携しながら、さらに充実した研究開発拠点として具体的な検討を行ってまいります。

続いて、優遇措置についてお話をします。今回の機構からの取得価格と新たな企業への販売価格には当然差益が出てまいりますので、この差益を利用して、企業の初期投資を軽減して立地しやすい環境を整えるために、助成金制度の拡充や賃貸借制度の導入について、前向きに検討を進めております。

具体的には、米沢八幡原中核工業団地につきましては、新たな助成制度として土地の分譲価格の50%程度を助成金として還元することなどを検討していきたいと考えております。また、米沢オフィス・アルカディアにつきましても、現行の企業立地促進助成金制度について大幅な拡充を行っていきます。また、分譲にこだわらず、企業立地への即効性が期待される土地の賃貸借制度を設け、さらに安価な賃貸借料の設定により、企業ニーズであるコスト削減を図れる賃貸借制度の活用により早期立地を促してまいります。

続いて、企業誘致につきましては、今年度新た

に一般財団法人日本立地センターに委託をしております企業立地推進業務委託の調査結果に基づいて、本市に興味を持っている企業に対して積極的な誘致活動を行うとともに、企業データをもとにダイレクトメールによる情報発信を行うなど、団地の積極的な広報活動も行っていく予定です。

具体的な活動方法につきましては、民間の不動産業者への仲介業務を委託することなども検討してまいります。

また、組織的には、現在の職員にプラスして民間活力を生かした専門的な人材雇用なども考慮して誘致活動を進めるなど、これまでの方針に見合った企業活動にふさわしい組織の強化を検討してまいります。

また、誘導業種につきましても、政策的に誘導すべき現行の誘導業種を中心としながらも、コールセンターなど雇用拡大が大きく期待できる業種や、団地で働く従業員の利便施設なども含めて柔軟に対応していきたいと考えています。

午前中の堤議員の御質問のところでも少し触れましたが、まだ結果を出すまでには至っていないものの、災害によるリスク分散のために米沢への工場分散立地を検討している企業や、独自の技術を持っていて、他の会社も誘って米沢へ集団移転できないかと考えている企業など、いろいろな会社と水面下で接触をしております。これらのことを考えていきますと、八幡原もオフィス・アルカディアも将来に十分な可能性を秘めていると言っても決して過言ではないと思っています。

また、企業訪問で経営者の方と話をしますと、経営者の方が企業進出立地で地方都市に求めているものは何かというのが見えてきます。

1つには、社員の家族が実際に住んでみたいまちかどうか、とりわけ文化的な水準の高いまちかどうかというのがあります。

2つ目には、地元で採用する従業員のレベルと

いうのがあります。先ほど申し上げましたように、真面目さ、一生懸命さというのでは高い評価を米沢の若い人たちは得ておりますが、ただ、海外に行ってくれというようなことになると、どうしても二の足を踏んでしまうといううわさがあるということも御指摘を受けております。

今、地方のどんな中小の企業でも、海外と関係なく企業活動ができるというものではありません。むしろ、全ての企業が何らかの形で海外と直接結びついて企業活動していると言ってもよいと思います。そういう意味で、海外と言われると思わず後ずさりをしてしまうというのは、非常に弱点だというふうに思っておりますので、そういう意味では、小さいときから国際的な視野を持つ、海外に対して何らおじけづくところがないというような、そういう子供たち、若い人を育てていかななくてはならないというふうに思っております。その点から、国際交流活動というのを活発にして、心のハードルをなくすようにしていきたいというふうにも考えております。

優遇措置に力を入れるというのは当然必要なことでありますが、それに加えて、今申し上げたようなことにも力を入れていかななくてはならないというふうに思っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、2点目の協働関連であります。市民公益活動支援補助金、それから協働提案制度の実績等についてお答えをさせていただきます。

まずは、市民公益活動支援補助金の実績についてであります。この補助金はさまざまな分野で活動している市民団体が、常日ごろから解決したいと考えている公共的な課題に取り組むときに、その立ち上がりを支援することでより広範な参加が得られ、事業の公共的な意義が高ま

ることを期待するもので、平成19年度からスタートしております。

補助金の金額は、補助対象経費の合計額から当該事業により生じた収入を控除した額の3分の2で、20万円を上限としております。

今年度までの申請件数は全部で27件でありまして、公開プレゼンテーションなどの審査を経て21件が認定され、うち2件が諸事情から辞退をされまして、19件の事業が実施済みというふうになっております。

御紹介いたしますと、今年度は「武者道再生を核とした歴史あるまち並みづくり」、それから「米沢みらい会議～ドイツの先進事例から何を学べるか～」というふうなテーマで、地域で教育に携わる支援者や子供、若者の保護者を対象にした研修会やトークセッションを行う事業が認定されております。それともう一つは、小野川スキー場を会場とした「小野川日本一流しそば祭り」、以上3つの事業が採択をされております。

次に、協働提案制度は、地域の問題の解決を目指して、市民と市が話し合いをしながら問題に関する共通理解のもと、解決のためにそれぞれが取り組むべき役割分担を決めて、事業計画をつくり、実践していくための手法を定めた制度でありまして、1つには、市民が解決したい地域の課題を設定する市民発案型協働提案、2つ目として、行政が解決したい地域の課題を設定する行政発案型協働提案、3つ目としては、市民が解決したい地域の課題を設定し、実施可能な人がそのアイデアを活用して事業を実施するというアイデア型提案の3つのスタイルを制度化しながら、平成21年度からスタートしております。

事業費の上限などについては、募集の段階では定めないで、採択後に市民と担当課が話し合いをしながら決定をしていくというもので、原則的に採択年度の翌年度に事業を行うことを想定

しております。

提案件数は、ことしまで市民発案型が8件あり、うち5件が採択され、その中で3件の事業が実施されております。

採択事例の一つとしては、最近いろいろな場面で活躍をしている「A i - G i r l s」も、積極性、自主性、協調性のある人材の育成を図るとともに、継続的に社会貢献活動を行う青少年ボランティア活動の裾野を拡大していくという目的で提案をされた社会教育・体育課と協働で行っている事業であります。

アイデア型提案については、ことしまで3件の提案があり、1件を採択しておりますが、残念ながら事業化までには至っておりません。

認定された事業に対しての本市の役割についてありますが、主なものとして広報掲載などの情報発信、本市で持っている情報の提供、行政情報の提供になります。それから、公共施設などの会場、場の確保、関係機関との調整、経費負担などが挙げられますが、協働提案制度の中では、それぞれ採択された事業をもとに、協働を行う市民と担当課が話し合いの上、役割を決定しており、ある程度は柔軟性を持って対応できているものというふうに考えております。

以上の市民公益活動支援補助金、協働提案制度の効果といたしましては、資金不足で事業が実施できないNPO団体等の活動の後押し、そして育成につながっていること、事業を実施したことで行政とのパートナーシップ構築による事後展開への期待が持たれること、また、多様な視点から課題が明確化され、そのことを行政が認識することで解決に向けた具体的な取り組みにつながっていくことなどが挙げられております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） それでは、再度質問させていただきます。

まずは、中小機構の土地取得の件についてですが、私も、私が壇上で質問させていただいたのは、この取得をきっかけにデメリットをメリットで打ち消して、何をPRしてどんな新たな戦略を持って進めるのかというところを聞いたかったわけです。要するに、今と何が違う、何を武器に、実績が出なかった今までと何の違いを出してやっていくのかということ聞いたかったわけです。その中で出てきたところというと、助成金とか賃貸とかそういったお話があったかと思えます。

ちょっとその前に、何かすごいうれしいニュースみたいな話だったんですが、集団移転とかリスク分散で企業が検討されていると今、市長答弁があったかと思うんですけども、これって具体性がある話なんですか。いわゆる考えなきゃいけないという話をしているのか、もう具体的に用地の選定に入って、東北地方のこの米沢は十分検討に値すると、そういう話なのか、その辺が何かちょっと。それでは全然意味合いが違いますので、その辺を詳しく教えてください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 これは、部長は行っておりません。私が担当職員と行って直接伺っている話ですので、私からお話をします。

契約に行くとか、何かそういうところまではいっていないです。ただ、そういう話を向こうから、こっちが言っているわけではなくて、向こうからおっしゃっていて、というところなんです。どこまで企業誘致活動の中で成果があるかという中で、ですからこれは中間経過報告としてお話をしているわけですが、そういうような話も相手様から出ているようなところにあるということです。これは2つだけ例示的にお話をしているわけですから、当然ほかにもいろいろさまざまな、相手様から申し出られている話はいろいろあります。ただ、明確に何かで公式に発表

するようなどころまではまだっていないという事です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） そうしますと、訪問したときのお茶飲み話で出てきた話だという、そんな、まだそこまで詰まっていないというようなことですよね。具体性が欠けているというか。

ちなみに、市長、先ほど堤議員の答弁でもお話しされました信頼関係を築いて誘致をしていきたいということをおっしゃられておりましたけれども、それは本当に大切だと思います。私は、今の話は市長がそれは信頼関係を築いた会社だと思うんですよ。だからリップサービスじゃないかと、こういうことも我々も考えていかなくちゃいけないんだと、米沢さんも安全だしねと、もう前向きに考えていこうと。そこで終わったらもう本当それだけなんです。ぜひ、市長もこれから当然トップセールスをやられると思うんですけれども、例えば何で移転するのかと。先ほどはリスク分散だということもわかったでしょうけれども、いつ、いつまでしなければいけないか。例えば、ほかの企業もそうだと思うんですよ。土地の借り入れ期限がいつまで終わるから、3年後までに行かなければいけないという。それをこうやって、この米沢でも大丈夫なのかと。輸送コストとか豊富な電力、水が要るとか、それでも米沢に、そこから始めて、さらに阻害要因を取って行って米沢に誘致するという話になると思うので、ぜひそのステップの話をどんどん、うまくさらに、信頼関係はもう基礎ですからそれなしにして絶対誘致なんて成功しないと思いますので、ぜひその辺をお願いします。

それで、まず先ほど新たに取り組む戦略ということで、土地賃借の制度について触れられておりました。この辺の制度の部分の考えを詳しくお伺いしたいんですけれども、これは、機構のほうでも土地賃借制度という、事業用の定期借

地権という制度を設けております。つまり、現段階においても機構との賃借権というのは結べるような状況にあるわけです。それを今回本市があたかも新たにやられるような感じにも見えなくもないんですが、それを強みにされるということは、これまでと違うどんなメリットがあるのか、その辺を詳しくお聞かせください。

○島軒純一議長 茅田産業部長。

○茅田美佐雄産業部長 議員今仰せの中小機構が現在賃貸借でお貸ししているという状況はございません。本市が取得することによって賃貸方式が生まれてくるのであって、私どもが今考えているのは、まず20年間賃貸契約をしたとすれば、最初の5年間は低額な価格で賃貸をして、誘致戦略を図っていくという考えでいるところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 済みません。もう一度確認ですけれども、私、機構のホームページを見まして、事業用定期借地権の相談も乗ると、そういう提案制度もあるというふうな機構のページにあったんですが、それは何ですか。今、行っているところがないと。私が見たのは間違いですかね。実際行っていないだけで、そういう制度が存在もしていないんでしょうか。ちょっとその辺お願いします。

○島軒純一議長 茅田産業部長。

○茅田美佐雄産業部長 制度そのものは存在しておりますが、米沢においてはその賃貸方式は取り入れないという機構の考えでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） はい。了解しました。その後、賃料を含めてこれから対応されていくものだと思いますけれども、ぜひまた御検討いただければと思います。

続いてですけれども、助成金。この助成金ですけれども、その差額分を充てたいんだというお話でしたけれども、これって何ですかね。国と

か県とかそういった特別にそのほかの枠の補助ってあるんでしょうか。あくまでもその差益分のお金だけの補助で考えるのか、一般財源でほかにもお金を引っ張ることも考えているのか、その辺の考えを教えてください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 助成金の内容につきまして、八幡原については、先ほど50%程度結果的には土地代が安くなるなど、あとはオフィス・アルカディアについては、今助成制度を行っている限度額であります、1億円から2億円に増額するなど検討していきたいと。土地代については、30%から50%安くなるような制度を考えておりますが、助成金の財源につきましては、一般財源を考えているところではございません。あくまでも差益、差額を利用しての、その範囲内での助成制度を活用していくという考えでいるところでございます。また、国・県の補助事業という枠は捉えてないところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 差益から出されるということで、そうなれば販売する価格ということが非常に極めて重要になってくると思いますけれども、実際今想定されている販売価格、午前中の堤議員の質問にもあったようですが、実際今販売価格はどのように考えられているんですか。詳しいその辺の考え方というか、今の金額、同じ価格で出すとか、安く出すとか、その辺ちょっと教えてください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 基本的には、これまで中小機構が分譲している価格は基本的に踏襲して、時点修正をしていきますが、助成制度の拡充によって、結果的には土地代を安くするという結果になるわけですが、八幡原工業団地につきましては、結果的に50%安くするというふうになるようにしたい。あるいは、オフィス・アルカディアについては、最大30%から50%安くなる

と。場合によっては隣地分譲、今ある企業が隣地を求めたいといった場合はまた割安にするとか、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 今、当面の間は機構と同じような価格を引き継ぎたいということで販売をするということでありましたけれども、部長、私が心配しているのは、補助額が幾らとかではなくて、今現在の分譲価格で売れなかったわけですね。だから、今機構で販売している分譲価格そのものに問題があったのではないかというふうな懸念をしているわけです。

そしてさらに言うと、今回取得する金額、この金額というのはあちらの機構の提示ですか。そうすれば、あたかも定価から見れば格安で買っているという感じになりますけれども、先ほども壇上でも言いましたが、県内でも相当団地が余っていると。過剰に用地が余っている中で、その取得する金額、それですらもしかすると高いと思う企業さんだっているかもしれないとか、私はそういう状況じゃないかなと思っているんです。

今回取得するに当たって、機構の今売っている価格ですとか取得する金額、これは何か専門家または宅建業者の方に、庁内で言えば例えば土地開発公社とかありますよね、そういう専門家にアドバイスとか何かとられましたか。販売、決定するというのは、どういうところと協議を進めて決めたんでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 中小機構からお聞きしたところによると、不動産鑑定士を中小機構としては立てて、一括米沢市に取得していただける方法としての鑑定評価に基づいた価格だと。これは中小機構としても会計検査を伴うものですから、根拠ある鑑定評価でございますというふうにお聞きしたところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） その機構の価格の根拠はわかりましたけれども、だから本市で機構の値段を引き継いで売ること、それに対して問題がないかどうかということに対して、専門家から伺ったかと。その土地を取得するのも、不動産鑑定はいいです。それは土地の取得ですから。でも、今回はやっぱり事業者が買って操業しないといけないわけですよ。要するに、不動産鑑定の価格とは別に、実態を把握しなければいけないわけですよ。それをされたかということをお伺いしたいんです。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 しておりませんけれども、まずは20%の低価格になるわけですから、私どもとしては中小機構の鑑定評価が重要だということお示しのもとに、適正な価格だなというふうに判断したところです。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 部長、それは違うんじゃないですかね。それは取得は適正かもしれないですけども、本市は引き継いだら売らなければいけないんですよ。価格がまず問題じゃないですか。それが本当に企業にとって、財源というのは定価と取得した分の差額ですよ。その取得した金額でしか買えないとか、先ほど堤議員もありましたけれども、例えば無料でないと買わないという事業所がほとんどだったら、助成金だって生かせないわけですよ。その調査をしていないということは、私は問題だと思うんですね。販売価格が適正かどうか。だって、今まで結果が出ていないんですよ、ずっと。それで何ら専門家の意見も聞かないというのは、ちょっとこれはおかしいんじゃないですかね。全然そこに対しての不安はないですか。取得する値段に対して不安はないんでしょうか。その辺もう一度お聞かせください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員御指摘のとおり、多少不安はございますが、我々としては、やはり中小機構の考え方が正しいものなのかなというふうに思っております。ただ、簡単にこれによしという話をしたわけではございませんので、経過的には、もっと市が有利になるような、安くできないかという交渉をしてきた経過がございます。ただ、中小機構としては、会計検査も伴うことであり、鑑定評価に基づいた適正な価格だというふうなお示しでございましたので、私どもはそういうふうに判断したところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 部長、不安を払拭してくださいよ、本当に。困ります。そんな不安ですけどというのはだめです、それは絶対に。機構の不動産鑑定なんかは、私は間違っていないと思いますよ。市と機構の取引に対して問題としているんじゃないくて、何回も言いますけれども、買い取ったらこっちが売らなければいけないわけですから、その販売価格の妥当性をちゃんとしっかり把握してほしいということを申し上げているんです。

そして、何でも言うかということ、私個人的に、もう多分今、本市が取得している価格、あのくらの金額まで下がっているんじゃないかなと思っています。例えば、近隣地で言えば新庄市なんかも、実際に土地の取得の補填ということをかけて実質土地取得費無料なんていうこともやってらっしゃるのは御存じですよ。あと、上山市でも昨年ですか、市内の8,000平方メートルの土地を無償譲渡するというような市有地の無償譲渡、無償貸付制度、これを条例化して企業をようやく1社引っ張ってきたそうです。めでたく市内での雇用を生み出したというような状況です。

つまり、無償で貸してもなかなかやっぱり埋まっていないところもあると。それくらい厳しい

現状なんです、はっきり言って。ですから、何かあたかも安く買ったということにだまされそうとか、そうなんですけれども、まず今、米沢市の土地の販売する価値の現状を把握することが大事なんじゃないですか。それをなくして機構の定価で売って、それで買い取った差額を補助金に充てるなんていうのは多分、私は夢物語だと思います。そして、もし、今取得した価格が企業が来るための適正な価格だと、もしくは無償が適正な価格だなんていったら土地の賃借のメリットだって物すごく薄れます。私はそう考えております。

ですから、部長のその不安、それは当たっていると思います。ぜひ、私は今もしかすると、これだったら企業が喜ぶんじゃないかなんていう政策で、実際に現状を把握して的確な施策が打ち出されているとは到底思わないんですけれども、どうでしょうね。部長、どうですか。そこまで聞いて、もし何かお考えがあれば伺いたいんですけれども。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 私どもとしては、売ることでも大事な要点なのかなというふうに思いますが、まずは今動いております山形大学工学部が研究を進めております有機エレクトロニクス分野、世界に発信できる研究拠点施設というふうに考えておりますので、その拡大をしていくことがまず重要な課題なのかなと。次には、どうやって売っていくかという手段だろうというふうに思いますので、その点は御理解いただきたいなと。また、大学には研究開発だけでなく、企業に関する情報はたくさん持っている先生方がございますので、その方々の御意見を聞きながら、もっとよりよい誘致活動、戦略的な誘致活動に努めてまいりたいというふうに考えています。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 山形大学の重要性は私もわかります。それで今山形大学という話でし

たけれども、こういった市政協議会で資料を頂戴しましたよね。研究エリアと。今回取得に当たってこの研究開発エリアというものを多分枠組みされたと思うんですけれども、実際この産業用地取得後の分譲方針（案）と、我々議員みんないただきましたけれども、実際これを策定するに当たって山形大学とどういう協議をされましたか。山形大学がどういう役割を経てどうやって集積していこうと、業種を呼び込んでこようと、そういう具体的な話し合い、具体的に大学が持つ本市への役割をどういうふうに話をされたのか。何となくこうしていきたいというだけで、何か全然、もしかすると商工会議所とも大学とも実際これを策定するときに話し合いなされているのかなとちょっと私は心配だったんですが、その辺をお知らせください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 現在、山形大学工学部とは研究開発拠点の整備につきまして勉強会を早々に立ち上げるべくお願いをしております。今までは、山形大学の要請によって研究開発施設の支援を行ってまいりましたが、今後は市として研究開発拠点整備に向けた具体的な検討を積極的に行ってまいりたいというふうに今現在考えているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 全然、勉強会をこれからするっていう話じゃないですか、それでは。本来であれば、どうやって役割をするのか。本当にここに山形大学が今後どういう事業展開をして、それにかかわる業種はこういうものだと。そして、その業種が果たしてここに進出するのにどういう施設がいいのかと。もしかすれば、土地を貸す、施設を建てて研究施設を貸したほうがいいのか、そういう議論とかそういう話があつてしかりだと思うんですが、全然そういった計画が練られていない。私はそう思います。

文句ばかり言っていてもしようがないですか

ら、私1ついい事例を見つけてきました。1件紹介させてもらいます。千葉県の我孫子市です。ことしの4月に商工観光課、たまたま本市と同じ名前でしたけれども、商工観光課をことしの4月に商業観光課と企業立地推進課の2つに分けられたそうです。企業立地推進課では、事業を倍増して、企業誘致を中心に創業支援や工業施策などを担っていくというような役割を持っているそうです。

ここまでだと結構よく聞く話なんですけれども、すごいのは、ただ専門部署を設けて人をふやしたただけじゃなくて、去年の11月、我孫子市企業立地調査報告書という報告書をまとめています。これは何でつくったかという、簡単に言えば、企業が我孫子市への企業立地についてどのような考えを持っているか把握し、企業が立地しやすい環境を整備するための基礎資料としてまとめた。去年の11月に策定しているんですよ。余りにもページ数が多いので、目次しかきょう印刷してこなかったんですけれども、本当に細かに、うちの我孫子市だったらこういう業種が適当であろうと。例えばほかの補助金の方策も見て、ほかはこういうふうに行っていると。そうやって調査した上で、自分の市に足りないものは何か、人が足りない、これが足りないという、ちゃんと目的を持って新しい部署を創設しているんですよ。

今まで質問を重ねてきましたけれども、とても計画的にこの企業誘致が行われているとは、私はとても思えません。でも、その原因は、やはり今産業部の企業誘致の担当だけにおっつけられているという、予算も少ないですよ、毎年見ても。負担金や補助金だけで、実際に主体的、自主的に動けるような予算って全然ないじゃないですか。あの中で結果出せなんていうのは、私も不可能だと思います。ましてや、今言ったように、調査もできない。多分、それをできないんですよ。それをもって本来であれば

効果的な施策を打ち出すべきだというふうに思うんですけれども、どうですか、部長。我孫子市のような基礎データを持てば、現状を把握すれば、今動いている土地の値段を把握すれば、もっと具体的な効果のある施策を打ち出せると思うんですけれども、どうでしょう。部長の考えをお聞かせください。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

○夢田美佐雄産業部長 今、議員御指摘の千葉県我孫子市の事例については、私どももこれから勉強させていただきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) でも、その勉強が、私はこれを取得する前にやはり打ち出してほしいんです。済みません。部長の立場からなかなかそれ以上申し上げにくいところだと思うんですけれども、私は産業部だけに任せてはだめな問題だと思うんです。かなり大きな問題だと思うんですよ。これは市長に伺います、あえて。

先ほど申し上げた質問の準備をしているとき、私は初当選したときの初めての6月の一般質問を思い出したんです。人口定住について、本市には基礎データがないと山口部長にたしかお話しさせてもらったと思うんですが、そのデータをとるべきだと。部長が、わかったと。そうしたら、次の月には、もう庁内の会議を開いてもらって、その年にアンケートも取得されて、翌年度には米沢市人口定住促進ビジョンというものを本市でつくられました。あの定住ビジョンって、ほかの市でも持っているものなのだろうと調べてみたんですよ。そしたら、定住自立圏に関係するようなちょっと表だけのようなデータは持っているんですけれども、あそこまで人口動態をはっきり分析した基礎データを持っている自治体なんてはっきり調べられませんでした。つまり、あのデータの裏づけがあつてさまざまな施策がなされているということ、私は

あれを見てわかりました。いかに人口の定住化を図ることが総合政策なのかなということもわかりましたし、個々の政策には少し小言が言いたくなるような政策もありますけれども、整合性についても私自身納得しました。何より、あのデータをもとに皆さん多分胸を張ってというか、政策を打ち出していけると思うんですよ。

でも、企業誘致に関してはないんです、それが。それがいいから、土地代を補助しようとか、賃貸しようとか、誰に対しての補助かわからないものを打ち出さなければならないと、そういう状況にあると思うんです。どうですかね、市長。だから、まずは現状を把握して、米沢にはどんな企業が適しているのか、どんな政策を周りの自治体も行っているのか、そういった現状を把握して、本当の意味で戦略的な企業誘致施策を行っていただきたいと。その上で、部署の再編。今厳しいですよ、産業部の企業誘致担当なんて。あの人数で企業訪問して、事務対応してなんて、私はちょっと難しいと思います。機構再編をすとか、そういったことをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、市長、どうでしょう。そのお考えをお聞かせください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 企業誘致に関しましては、オフィス・アルカディア応援会の会議を年2回開催して、それだけではないんですが、一番大きい会議はその会議ですが、そこで委員の方々から何年にもわたってさまざまな御意見を伺って、そしてその伺っている御意見も年々変わってくる。変わってくるというのはどういうことかという、世の中の流れが変わるのでその流れにに応じてこうではないかというような、そういうような御意見もいただいております。ですから、研究していないのかといえばそうではなくて、研究はしております。その研究の蓄積もあるわけですが、それを文章化しようかをきちんとしていないというのがあって、そこが問題だとい

うように思っていますので、遅くならないうちに折を見て、これまでどういうふうな情報収集して研究してきたか、御意見いただいたかというようなものを簡単にまとめるように指示をしたいというふうに思います。

そして、企業誘致でさまざまな経営者の方から私もいろいろ言われて、ある意味鍛えられてきたというのがあります。それから簡単に一言で表現していくと、やはりあなたのまちに行けばうちの会社は伸びられると思ったときに初めて行ってみたいというふうになるんだという、まとめて言えばそういうことだというふうに思っています。さっきも言ったわけですが、あなたのまち、あそこのまちに行けばすぐれた従業員が採用できる、あるいはすぐれた研究機関、米沢で言えば山形大学工学部がある、そしてストレスの少ない土地というのもあります。東京で満員電車に乗って出勤して、暑い地面を歩いて、情報がいっぱい氾濫していてということで、仕事に取りかかる前にもうくたびれてしまうというようなことでは企業は伸びない。ストレスが少ない、すなわち仕事に対するエネルギーを蓄積することができる、充電することができるというのも極めて大事だというふうに言われていますので、米沢はそういうものをいっぱい持っているんで、そういうことをばんばん発信していく、宣伝していく。そして、米沢ってうちの会社が行けば伸びられる土地なんだというふうに思わせるというか、本当に細工をしないできちんとしてもらって、あるいはそういうふうなことを考えるに至る会社を訪ね歩いていく、そういうことがすごく大事だというふうに思っておりますが、おっしゃっている御質問にあるようなものを簡単にまとめてみたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 簡単にではなくて、これは本当に絶対にしっかり調べてまとめたほうがいいですよ。市長がおっしゃることはわかり

ます。そういうことでそういうまちに行きたいってわかりますけれども、でも、企業だってリスク管理半端でないですからね。このまちに出店する、土地を取得して建物を建てて、さっきも言いましたけれども、輸送コストをかけて、水がどうなのかと、そういうさまざまなものを勘案して最終的に決めるわけですよ。住みやすく人がよくて市長が何回も来てくれたから決まるわけじゃないです。それも重要な要素ですよ。ですから、そういう目には見えないというか、だから、ちゃんと数字化をして、何が大事か、そうでないかということをやちゃんと策定してやってほしいということですよ。

どうですか。では、市長、さっきの土地の値段なんてどう思いますか、今の私の話を聞いていて。部長の言うことが正しいと思いますか。何とか差額分を補助すれば売れるだろうと、市長はそう考えますかね、土地の値段について。私は思わないです、本当に。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 予測で簡単に値段を決めているわけではなくて、担当部長も十分に検討をして価格についてはやっておりますが、でも、御質問のような疑義が出ているわけですから、再度詰めさせていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 協働の話を質問するためにたくさん準備してきたんですが、時間が実はもうなくなってしまいまして、私は、本当にこのまま進めたら企業誘致担当がずっと延々責められ続ける姿しか想像がつかないんですよ。それは手の打ちようがないし自由裁量もないというか、そういう状況なので、だからこそ市長がちゃんと状況を把握して、では必要な対策を講じろと。やっぱりそう言ってもらえないと、現場は絶対動けないはずなんですよ。もし、今のまま、観念のままに動いていたら、絶対結果は出ないはずですよ。私はやっぱりこのままでの

用地取得は反対です。あの資料を見れば、来年の3月までたしか機構が分譲を終了するということだったと思います。だから、直接取引は来年の3月がリミットになると思うんですけども、ぜひまた予算委員会でも話をさせてもらいますけれども、ぜひ庁内の取り組みを確認していただいて、我々、そして市民に納得できるようなビジョンを示していただきたい。ぜひその計画を推し進めていただきたいということをお願いして終わります。

○島軒純一議長 以上で19番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開を4時30分といたします。

午後 4時20分 休 憩

午後 4時30分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について

○島軒純一議長 次に、日程第2、議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員登壇〕

○1 番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る3日の本会議におきまして当委員会に付託

されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

本日は、付託議案5件のうち3日に審査いたしました議案1件、議第83号の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結についてであります。この工事は町なかに図書館と市民ギャラリーの合築施設新文化複合施設を整備するものであり、新文化複合施設棟のほか駐車場棟を建設しようとするものであります。

契約につきましては、随意契約とし、金子・網代・白井特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市城北二丁目1番17号、金子建設工業株式会社代表取締役金子尚人と、契約金額19億7,190万円で仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、入札不調後、随意契約により契約を締結することとした根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、競争入札に付することが不利と認められるときに該当し、及び、入札価格と予定価格との差の割合が随意契約に移れる割合であったからとあるが、その割合に法的な根拠があるのかとの質疑があり、当局から、その割合には法的な根拠はないが、本市の入札執行要領で定めている基準を準用したもので、今回の工事に限って改めて定めた基準ではないとの答弁がありました。

また、委員から、新文化複合施設は合計で約27億円もの巨費を投じる建物となることから、愛される図書館という大前提を持って事に当たり、建設に反対された市民の方々にも今後の進め方について丁寧な説明をすべきではないかとただされ、当局から、施設の管理運営の中で多くの方々を利用しやすい、行ってみたいという施設にすることが次の重要な課題と理解しており、

今後もさまざまな手段を使いながら丁寧に説明してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、工事の入札が不調になった際の入札価格と予定価格との乖離、約3億円について最低価格で入札した業者と協議し、随意契約に至ったとのことであるが、その乖離した要因は何かとの質疑があり、当局から、特に図書館の書架等について、本市の設計で採用した見積もり額と業者が徴取したメーカーの見積もり額に相当の差があったことが要因ではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、この施設を建設することが主目的のようになってしまっているが、本来の目的は町なかのにぎわいづくり、中心市街地の活性化であることから、建設工事を進めるとともに、にぎわいづくりなどの検討も必要ではないかとただされ、当局から、スケジュールが今後はっきりしてくることから、町なかの商店街や関係者の方々など、特に中心市街地活性化協議会と一緒に協議し、新文化複合施設を中心市街地の活性化に結びつける施策について早急に検討してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、残念ながら西條天満公園の利用が進んでいないように思われることから、新文化複合施設との連携を検討していただきたいとの要望がありました。

そのほか、委員から、新文化複合施設の年間の管理運営費について質疑があり、当局から、精査は必要であるが、年間約1億8,000万円程度と予測しているとの答弁がありました。

また、委員から、新文化複合施設の建設については、これまでも市民の関心が高いということで、過程などを広報へ掲載してきているが、このたびの契約に至った部分についても報告すべきではないかとただされ、当局から、正式に契約を締結した段階で、市民の方々に今後のスケジュール等を含めて広報などを利用し報告してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、この新文化複合施設によって中心市街地ににぎわうというビジョンが全く見えないことから、反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議第83号の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、7番鈴木章郎議員から通告がありますので、発言を許可します。

7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕

○7番（鈴木章郎議員） 私は、新文化複合施設建設事業に一貫して反対の立場を貫いてまいりました。

平成23年6月定例会の一般質問において「大地震や原発事故の影響で経済状況の悪化は目に見えており、ますます人口減や財政悪化が懸念されております。このような悲惨な状況下において、文化複合施設の整備を行う理由はどこにあるのか」と質問いたしました。

懸念された文化複合施設の建築費は、当初16億円の予算が現在26億円を超える額となり、今後も附帯経費の発生が予測されるところであります。

また、平成24年3月定例会の一般質問においても、「安部市長、本当にこの図書館建設計画を推し進めるのか」との質問には、「首長として信念を持って建てておりますので、必ず100年、200年たっても大変よいものができたというふうに、後々の市民の方からも御納得いただけるものと強く信じている次第です」との答弁から、わずか十数日で建設地を変更せざるを得ない事態を招き、稚拙な計画を露呈いたしました。

この原因は、真実を隠蔽し、議会を欺いた結果

として、100年後、200年後でも記録に残る失策であります、その後も反省することなく、平成27年3月まで完成させないと補助率が20%下がるという虚言やでたらめな1期工事、2期工事の説明を行い、そして候補地、天満神社では、まちの広場を2つもつくる予算額を議員にわかりにくく提示して、まちの広場への建設が優位であると議員を欺き、建築予算は議決されました。

このことは、誤りのある説明による議決は無効であるとして市民に提訴され、現在、市長は被告の立場にいるわけであります。

それに、市民の理解を得ようとする17地区での説明会では、「このたびの予算では済まない。3億円ぐらいふえるだろう」との市民の指摘に「よほどのことがない限りふえない」と答えながら、4億6,000万円もの増額が必要になり、言ったのか、言わなかったのか、市民への説明責任を問われると、「記憶にございません」の一言で事の収集を図ろうとする態度は、市民から大きな政治不信を招きました。

また、町なかに流動人口をもたらずと説明した西條天満公園は、誰もいない公園として、また武者道は小用を足すに便利な道路として市民にやゆされる現実があり、今後も公金の無駄遣いの象徴として非難を受けるものと思われます。

つけ加えますが、前回、安部市長は私の一般質問の中で、西條天満公園の歴史的価値を強調し、公園内にある看板を見たことがあるのかとの反問がありました。ところが、その看板には一部偽りがあると市民に指摘を受け、文化課は修正するとのことであり、このようにでたらめな経緯で進められた計画であります。

そして、議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結であります、本工事発注選考は、手続に違法性があるとの理由から反対を表明いたします。

今回の随意契約は、地方自治法第167条の2第

1 項第 6 号によるものと説明していることから、米沢市契約規則第 4 章第 26 条により、2 者以上の業者の中から見積もりをとらなければなりません。この手続を踏まずしての業者選考は、官製談合であるとして市民より公正取引委員会に提訴されております。私も議員の責任として、違法の疑いの深い議案に安易に賛成することはできません。

このように、新文化複合施設建設は、ポポロビルの立ち退き隠蔽問題から事を発し、数々の疑惑と混乱を招き、市民を二分し、訴訟問題にまで発展している事態の中で計画が進行していることは、必ずや将来に禍根を残すものと懸念しております。

経過が示すように、稚拙な計画であることは明らかであります。ここは一度計画を白紙に戻し、市民が二分することなく、市民に喜ばれる施設の検討をすべきであると改めて主張をいたします。

よって、一部の市民の利益を図るものではなく、米沢市民全体の福祉の向上と町なか活性化を考え、市民の理解を得た上で計画を遂行すべしと最後に訴え、反対討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、異議のありました議第 83 号について起立により採決いたします。

議第 83 号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第 83 号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は……（「議事進行」の声あり）

17 番 洪間議員。

○17 番（洪間佳寿美議員） 済みません、疑義があつて。ただいまの反対討論の中で、ちょっと確認したいことがありますので、休憩をとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○島軒純一議長 暫時休憩します。

午後 4 時 46 分 休 憩

午後 4 時 58 分 開 議

○島軒純一議長 それでは、再開をいたします。
お諮りいたします。

議第 83 号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第 83 号は委員長報告のとおり決まりました。

日程第 3 発議第 12 号「議第 83 号
米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について」に関する附帯決議

○島軒純一議長 次に、日程第 3、発議第 12 号「議第 83 号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について」に関する附帯決議を議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 16 番 海老名 悟議員。

〔16 番 海老名 悟議員登壇〕

○16 番（海老名 悟議員） 発議第 12 号につきましては、発議案を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

〔別紙 発議第 12 号朗読〕

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。

議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第12号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第4 議第84号米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結について外2件

○島軒純一議長 次に、日程第4、議第84号米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結についてから日程第6、議第86号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第84号から議第86号までの3案件について説明いたします。

初めに、議第84号米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結について及び議第85号米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負

契約の締結については、関連がありますので一括して説明いたします。

これらの工事は、新文化複合施設建設に伴い必要となる設備工事であります。

まず、機械設備の契約につきましては、公募型指名競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、黒澤・情野特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市窪田町窪田210番地の3、黒澤建設工業株式会社米沢営業所、所長中山源一が3億5,175万円で落札しております。

次に、電気設備工事の契約につきましては、公募型指名競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、東北電化・タカハシ電工特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市丸の内二丁目2番16号、東北電化工業株式会社米沢営業所、米沢営業所長設楽健也が2億8,875万円で落札しております。

いずれの工事も落札業者と仮契約を締結しましたので、本契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

続いて、議第86号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について説明いたします。

本案は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給与を減額して支給しようとするため提案するものであります。

以上、提案いたしました各議案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○島軒純一議長 これより総括質疑に入ります。

ただいま上程された議案に対し、御質疑ありませんか。9番白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 議第86号について、市長の御見解をお尋ねいたします。

6月議会に続いての議案の提案ですので、これまで示された部分もありますけれども、ダブる

部分もありますけれども再度お尋ねしたいと思います。

国家公務員の給与の削減の際、地方公務員の給与の削減には連動しないというようなことで法案の附則第12条にも書いてありますし、また国会での答弁についても政府が答弁をしているところですよ。

ところが、その約束をほごにするような形で、地方交付税を削減して地方公務員の給与を削減するというようなことをしてきたわけです。これについては、全国市長会など地方6団体も異議を唱えて政府に抗議などもされたわけですが、やはりその立場をきちんと貫くべきではないのかというふうに思います。

地方交付税というのは、もちろんおわかりだと思いますけれども、地方の固有の財源であって、その使い道については地方公共団体が自己の責任において決めるというふうな性質のものです。国から指示をされて公務員の給与を削減するというようなことは、してはならないというふうなことだと思います。ですので、市長としては、国に対して抗議をしたのですから、やはりその立場を貫くというふうなことで、地方公務員の給与分を地方交付税から削減したというふうなことが国の主張ではありますけれども、地方自治体としては、地方交付税全体の削減として捉えるべきではないのかというふうに思います。

それが地方自治を貫くという考えになっていくのではないのかというふうに思いますが、市長はどうしてそういうふうな考えの立場に立つことができないのでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御意見のように、本来地方公務員の給与を間接的に国が決定してしまうようなことというのは、やはり地方自治の本旨にもとっているというふうに思います。そういう意味では、今回のことは本来受け入れがたい、国の要請は受け入れがたいことだというふうに思っ

ています。そして、実際に東北市長会で山形県市長会を代表して総務省にも意見を述べに行っていました。

しかしながら、現実的には、あらかじめ削減分をカットされてやってきた地方交付税ということを考えていきますと、ここで公務員の給与をまず確保してしまうと、本来住民生活に回っていくべき予算を給与の削減分に充ててしまったということになってまいりますので、そういう現実を考えるとそれもできないというのがあります。

ですから、あるべき姿と現実でなされてしまっていることの間で苦渋の判断をして、前回提案をして否決になったわけですが、しかしながら現実はまだ変わっていないというのがありますので、そういうことからやむなく再度提案をすべく組合と6月議会で否決になった後、5回話し合いをして、私も2回出て、この板挟みになっている厳しい状況の中で苦渋の選択をせざるを得ないということを組合にも話したわけがあります。

そういう状況でありますので、やはりここは、市民生活ということを考えますと現実的な対応をしていかなくはいけないというふうに思っています。

ただ、地方自治の本旨を貫いていくという意味からは、これから長い戦いがあるんだというふうに思っています。私一人ではなくて、地方自治体の首長、みんながそれぞれに国のこのようなやり方はすべきでないのだということを繰り返し繰り返し国に述べて、そしてこのような状況が起こらないようにしていくという、そういうような努力をしていくということが残された道であるというふうに思っています。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） このたびのことが問題であると言うならば、今回もきちんとその姿勢を貫いていくべきだと思います。地方交付税、

確かに削減をされたと思います。それは、国は地方公務員の給与の分だというふうに言っておりますけれども、地方交付税をどのように使うかというのは地方自治体で決めるわけですから、何も地方公務員の給与の引き下げというようなことでなくてもいいのではないのかなというふうに思います。

それとともに、問題なのは、人事院勧告制度によって公務員の給与の引き上げ、引き下げというのを決めていくというふうになっているところです。それは、憲法第28条に保障されました労働基本権が公務員にはきちんと付与されていないからなわけですね。その人事院勧告制度というルールがあって、50年ぐらいつとそれでもってやってきたわけなんですけど、ここに来てそのルールをいきなり外して、人事院勧告制度に基づかないで給与を削減する、こういうような大変なルール破りだというふうに思います。こういうようなことに地方も従っていくというようなことは、さらに問題ではないでしょうか。職員組合が一定の理解は示したと言いながら、同意はしていないわけです。それは当然のことだと思います。自分たちの権利が今侵害されようとしているわけですから、その主張は当然だと思います。

市長にも、やはり人事院勧告制度というものがありますので、それに基づいての給与の引き上げ、引き下げというようなことをしていくべきではないでしょうか。それを国に対してきちんと言っていくためにも、米沢市としてそのルールを守っていくという、そういう姿勢をぜひ持っていただきたいと思いますけど、市長はその点は破ってもいいんでしょうか。

○島軒純一議長 いいですか、総務部長で。（「責任ある答えを」の声あり）

安部市長。

○安部三十郎市長 それではまず私が答弁をして、もし足りないところがあれば、部長が補足をい

たします。

やはり先ほど申し上げましたが、現実とあるべき姿が、乖離というよりやはり相並び立たない、板挟みというのがある中で、あるべき姿をこの場合とっていけるかというのは、市民生活への圧迫ということからやむを得ず現実的な対応は、職員には大変申しわけないわけですが、現実のほうを選択せざるを得ないというのが率直なところであります。

ただ、ここで人事院勧告制度がなし崩しになっていくような、あるいは地方自治の本旨が国によって崩されるような、そういう事の始まりとならないように粘り強く対応していくという、それしかないというふうに思っております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 問題はそれだけにはとどまらないわけです。職員の方には大変申しわけないというようなことですし、あと市民生活への圧迫というようなことなんですけど、この点でも問題があると思います。市民生活への圧迫ということなんですけれども、職員の給与の引き下げというのは、民間の給与にも影響するわけですし、地域経済へも大きな影響を与えるのではないのでしょうか。市民生活への圧迫と言いますけれども、給与を引き下げることによる圧迫というようなこともあると思います。ですので、経済学者の中には、公共事業をやるよりは、公務員の賃金カットを避けるほうがよい、こういう見解を示されている方もいるところなんです。

それから、職員の方々に対する影響なんですけれども、7.8%引き下げというようなことで国家公務員がされているわけで、それに基づく地方公務員の給与の引き下げなんですけど、そうしますと、全国で地方公務員270万人余りいらっしゃるんですけども、1%下げたって年間1,200億円の消費減速効果があるというようなことなんです。

それから、地方公務員の方の給与削減の影響なんですけれども、これは引き下げ前の6月にコンサルタント会社が調査したものなんですが、給与を削減された場合、生活に支障がないというふうに答えた方はたった1割しかいらっしやらなかった。公務員の方は、地方においては給与が高いほうだというふうに言われていますけれども、やはりそれに基づく生活をされているので、ここで給与を削減された場合には、生活へのやっぱり圧迫というのはかなりあるのではないのかなというふうに思います。

それで、今7.8%引き下げが国家公務員でされています。その結果、民間との賃金差が2万6,000円もある、公務員のほうが2万6,000円も低いというような現状にあるということですよね。やはりそういうことを考えれば、公務員の方の生活へも大きな影響があるのではないかと思います。この間、退職金2年間で400万円の引き下げを決めました。さらに、給与の引き下げというようなことなので、公務員の方の意欲の低下があるのではないかということが全国的にも心配されていまして、そういう主張も出ているところです。市長としては、職員の方の生活、やっぱりその責任があると思いますし、市民の生活と市の全体の経済、これに対する責任もあると思います。その点で職員の方の給与を引き下げるといようなことは、今すべきことではないというふうに思いますけれども、その点でのお考えをお聞きいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 さまざまな影響、あるいは波紋、そういうようなものを総合的に勘案していきますと、やはり今回については削減せざるを得ないという結論、苦渋の結論になりましたので、なかなか御理解いただくことは厳しいところではありますが、総合的な判断から御理解を賜りたいというふうに思います。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る9月27日の本会議にその結果を報告願います。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時21分 散 会